

令和6年第1回

長万部町議会定例会会議録

令和 6年 3月 7日 開会

令和 6年 3月 15日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 6 年 3 月 7 日（木曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	4 頁
○諸般の報告	4 頁
○会議録署名議員の指名	4 頁
○会期の決定	4 頁
○町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明	4 頁
○議案第 1 号 長万部町犯罪被害者等支援条例	18 頁
○議案第 2 号 長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	22 頁
○議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	24 頁
○議案第 4 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	25 頁
○議案第 5 号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	26 頁
○議案第 6 号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例	27 頁
○議案第 7 号 長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例	28 頁
○議案第 8 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例	29 頁
○議案第 9 号 長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	30 頁
○議案第 10 号 長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	32 頁

○議案第11号	長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 -----	33頁
○議案第12号	長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 -----	34頁
○議案第13号	長万部町給水条例の一部を改正する条例 -----	36頁
○議案第14号	長万部町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例 -	36頁
○議案第15号	長万部町土地開発基金条例を廃止する条例 -----	37頁
○議案第16号	長万部町生活交通確保対策基金条例を廃止する条例 -----	38頁
○議案第17号	町道の路線変更について -----	39頁
○議案第18号	議決の変更について (工事委託契約の締結(長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事)) -----	40頁
○議案第19号	令和5年度長万部町一般会計補正予算(第12号) -----	40頁
○議案第20号	令和5年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) -----	48頁
○議案第21号	令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) -----	49頁
○議案第22号	令和5年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第4号) -----	50頁
○議案第23号	令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) -----	52頁
○議案第24号	令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算(第3号) -----	53頁
○議案第25号	令和5年度長万部町病院事業会計補正予算(第3号) ----- (議案第26号から議案第33号まで一括議題) -----	53頁 55頁
○議案第26号	令和6年度長万部町一般会計予算	
○議案第27号	令和6年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第28号	令和6年度長万部町国民健康保険特別会計予算	
○議案第29号	令和6年度長万部町介護保険特別会計予算	
○議案第30号	令和6年度長万部町公共下水道事業特別会計予算	
○議案第31号	令和6年度長万部町ガス事業会計予算	
○議案第32号	令和6年度長万部町水道事業会計予算	
○議案第33号	令和6年度長万部町病院事業会計予算	
○諸般の報告	-----	56頁
○諮問第1号	人権擁護委員の推薦について -----	56頁
○休会の決定	-----	56頁
○散会宣告	-----	57頁

令和6年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 6年 3月 7日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開 議 日 時 令和 6年 3月 7日（木） 午前10時00分

◎応 招 議 員（9名）

1番	辻	義雄	6番	高	森功治
2番	橋本	收司	7番	長	崎厚
3番	辻	紀樹	8番	高	橋克英
4番	大	谷敏弥	9番	村	川毅
5番	北	川佳嗣	10番	柏	倉恵里子

◎不応招議員（1名）

2番 橋本 收司

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	建 設 課 長	上 野 訓
副 町 長	佐 藤 英 代	水 道 ガ ス 課 長	中 里 博 也
総 務 課 長	佐 藤 久	出 納 室 長	岡 野 喜美雄
まちづくり推進課長	中 山 裕 幸	消 防 長	沼 田 明 宏
新 幹 線 推 進 課 長	岸 上 尚 生	病 院 事 務 長	本 前 武 広
税 務 課 長	田 中 浩	病 院 事 業 推 進 室 長	加 藤 典 明
税 務 課 参 事	佐 藤 修	教 育 長	近 藤 英 隆
町 民 課 長	佐 藤 剛	社 会 教 育 課 長	神 野 隆 之
保 健 福 祉 課 長	岡 部 忠	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 久
子ども子育て支援室長	田 野 憲 哉	監 査 事 務 局 長	増 田 理 恵
産 業 振 興 課 長	小 川 洋	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 洋
農 業 政 策 室 長	濱 谷 陽 一		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	増 田 理 恵
事 務 局 主 幹	佐々木 学
議 事 係	吉 井 雄 貴

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4	議案第1号	長万部町犯罪被害者等支援条例
日程第5	議案第2号	長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
日程第6	議案第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	長万部町手数料条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	長万部町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第13号	長万部町給水条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第14号	長万部町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第15号	長万部町土地開発基金条例を廃止する条例
日程第19	議案第16号	長万部町生活交通確保対策基金条例を廃止する条例
日程第20	議案第17号	町道の路線変更について
日程第21	議案第18号	議決の変更について (工事委託契約の締結(長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事))
日程第22	議案第19号	令和5年度長万部町一般会計補正予算(第12号)
日程第23	議案第20号	令和5年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第24	議案第21号	令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第25	議案第22号	令和5年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第26	議案第23号	令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第27	議案第24号	令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算(第3号)
日程第28	議案第25号	令和5年度長万部町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第29	議案第26号	令和6年度長万部町一般会計予算

日程第30	議案第27号	令和6年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第28号	令和6年度長万部町国民健康保険特別会計予算
日程第32	議案第29号	令和6年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第33	議案第30号	令和6年度長万部町ガス事業会計予算
日程第34	議案第31号	令和6年度長万部町水道事業会計予算
日程第35	議案第32号	令和6年度長万部町公共下水道事業会計予算
日程第36	議案第33号	令和5年度長万部町病院事業会計予算
日程第37	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は９名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回長万部町議会定例会を開会いたします。

なお、欠席届が橋本議員よりありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。監査委員から１月分の例月出納検査結果報告書、及び渡島廃棄物処理広域連合議会議員から、会議結果報告書が提出されましたので、それぞれの写しを配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において３番辻紀樹議員、９番村川議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から３月１５日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から３月１５日までの９日間と決定いたしました。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（柏倉恵里子） 日程第３、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明を行います。

はじめに町政執行方針を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和6年第1回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私は、町長の重責を担わせていただいて以来、長万部町のさらなる発展と町民生活の向上を目指し、町政の執行にあたってまいりました。この間、議員各位をはじめ、町民のみなさまから寄せられた温かいご支援、ご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、全寮制教育を一時中止しておりました東京理科大学北海道・長万部キャンパスの再開、4年ぶりに開催した「おしゃまんべ毛がにまつり」など、まちの賑わいの創出と活性化により、住民生活はもとの姿を取り戻しつつあります。

また、11月1日、開礎150年・町制施行80年記念式典を学習文化センターで開催し、幾多の苦難を乗り越え本町を発展させてきた先人のたゆまぬ努力に感謝し、さらに限らない未来への発展を誓ったところであります。

地方を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展など、依然として厳しい状況にありますが、町政の執行にあたっては、将来の北海道新幹線長万部駅開業を見据えながら、第4次長万部町まちづくり総合計画に則り、本町が地域の資源や人材を活かしながら、将来に向かって住み続けたいまち、自主・自立したまちであるために、町民の参加と合意による個性的なまちづくりを進めることを目指し、各種施策の実現に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

今後も、町民一人ひとりの思いを大切に町政を進めてまいりますので、議員各位をはじめ町民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政執行の主要施策について申し上げます。

はじめに、ガス・温泉管理について申し上げます。令和4年9月からガス噴出が停止している神社付近のR5号井は、現況は小康状況で大きな変化は見られませんが、ガス再噴出の可能性も否定できない状況にあるため、今後も専門家や関係機関と連携を図りつつ、モニタリング調査等を継続してまいります。

また、天然ガス事業所では、令和5年度から東京理科大学への温泉供給用としてガス圧縮機1台を設置して24時間稼働しておりますが、新たにバックアップ用圧縮機を導入することで、機械トラブルが発生した場合や定期的な交互運転により圧縮機本体の耐用年数を延ばし、長期的な視点で事業費の圧縮を図ってまいります。

次に、防災関係及び交通安全対策について申し上げます。防災関係では、「長万部町水災害避難啓発動画」を活用した地区別防災出前講座を開催するとともに、長万部町地域防災計画の改訂業務を進めてまいります。また、引き続き災害時に使用する避難用寝具や非常食等の計画的な整備や長万部町防災の日（7月12日）に合わせて災害パネル展等を開催し、防災意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策では、長万部町交通安全指導員協議会を中心に、関係機関、団体と連携し、旗の波運動や街頭指導を実施しながら、交通弱者である高齢者の交通事故防止や児童生徒の交通安全の確保を重点として、町民一人ひとりの安全意識の高揚を図り、交通事故の減少と死亡事故の撲滅を目指してまいります。

次に、東京理科大学北海道・長万部キャンパスについて申し上げます。4月8日、全国各地から

東京理科大学経営学部国際デザイン経営学科の学生が入寮いたします。当日は、感染症対策を万全にされての入寮となるため、それぞれが公共交通機関で来町されることから、町民のみなさまと静かに温かい気持ちで迎えてあげたいと考えております。入寮後につきましては、学生と町民がイベントや各種行事で積極的に交流しながら、まちの賑わいの創出と活性化に繋げていけるよう図ってまいります。今後も大学との良好な関係を維持し、さらなる連携・協力を積極的に推進してまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。長万部町まちづくり基本条例による「ふるさと納税」の取組につきましては、寄附サイト及び返礼品登録事業者の追加、新たな返礼品の発掘、各寄附サイトの返礼品画像について、魅力ある写真掲載や返礼品説明の制作、ふるさと納税関連イベントへの参加やPR広告の掲載など積極的に実施してまいります。

さらに、企業版ふるさと納税につきましては、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させるため、寄附企業にとって魅力のあるプロジェクトを立案してまいります。

次に、脱炭素の推進について申し上げます。本町の脱炭素推進の取組としては、役場庁舎や学習文化センターに太陽光発電設備と蓄電池を設置し、公用車として電気自動車と充電設備を導入、また、公共施設照明をLED化するなど、脱炭素の推進を図っており、「ゼロカーボンシティ長万部」を宣言しました。

また、北海道においては「ゼロカーボン北海道」を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図ることで、地域の活性化や新たな産業と雇用の創出に取り組んでおり、こうした情勢を踏まえ渡島檜山の全18市町村からなる「函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会」が、本年2月に設立され、本町も構成員として参加しており、国や北海道と連携しながら取組を進めてまいります。

さらに、脱炭素の推進に有力となる風力発電事業が町内においても計画されており、町民のみなさまに対しては、事業に対する理解をいただけるよう環境影響評価法に基づく実施事業者による住民説明会等が予定されております。

次に、長万部駅前周辺における都市整備について申し上げます。まちづくりの基本方針を定めた「長万部都市計画マスタープラン」に基づき、町内の総合的な交通ネットワークを構築することを目的に、現在の長万部駅の場所に東西市街地を結ぶ自由通路と駅西口広場、アクセス道路及び高架下滞留空間の整備を目指してまいります。

また、商業区域の再編と津波避難施設を兼ねた防災駐車場や商業施設の誘致、昨年度に昇格した本町通の拡幅整備、並びに住環境の良い優良住宅地の造成を見据えて土地区画整理事業の実施を目指してまいります。令和6年度は、避難場所として機能が期待される高架下滞留空間について基本設計を実施し、鉄道事業者などの関係機関と協議を進めてまいります。

駅東口広場につきましては、北海道が整備する方向で、整備に向けて北海道など関係機関との協議を進めてまいります。さらに、土地区画整理事業につきましては、都市計画決定に向けての調査・準備と、権利者への説明を引き続き進めてまいります。

次に、北海道新幹線建設工事関係について申し上げます。新幹線の地上部である明かり区間につきましては、令和5年度中にすべての地上部の建設工事が発注済みで、これに伴い新幹線と交差する道路や河川などの支障移転や付け替え協議、用地買収や支障物件の移転などについて、町民のみなさまの生活にできる限り支障が生じないよう最大限に配慮するとともに、事業が円滑に推進できるよう、建設主体である鉄道運輸機構との連携を密にして対応してまいります。

次に、高齢者福祉対策及び介護保険事業について申し上げます。令和6年度から令和8年度まで

の3年間を計画期間とする「共に支え合い、長寿で豊かなまちづくり」を基本理念とした第9期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「健康寿命の延伸と元気高齢者の活躍推進」、「安心・安全に暮らせる環境づくり」、「多様な暮らしを支え合うまちづくり」を目標に取り組を進めてまいります。

高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携のもと、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備、医療・介護連携の推進、認知症の総合的な対策に取り組んでまいります。

さらに、地域包括支援センターでは高齢者の総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげ、高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、在宅での生活を支える介護予防事業等を推進し、介護保険事業の安定とサービス向上に努めてまいります。また、高齢者のみなさまがその能力や経験を活かし積極的に社会参加ができるよう、地域敬老会への助成、老人クラブの活動支援、タクシー料金の助成、福祉バスの運行、入浴料金助成事業などを継続して実施してまいります。なお、第9期計画に基づく介護保険料率の変更や国が定める介護サービスの基本等に関する省令の改正に伴う関係条例等の一部改正を、本定例会に提案いたしております。

次に、障がい者福祉関係について申し上げます。障がい者施策の基本計画として、第4次長万部町障がい者基本計画と、第7期長万部町障がい福祉計画（第3期長万部町障がい児福祉計画）をもとに、「障がいのある人もない人も、だれもが自立し、安心して暮らし支え合う町」を目指して、「地域生活の相談体制と支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を基本的視点に取り組を進めてまいります。

障がいのある人とない人がともに地域の中で暮らしていくことができるよう、障がいに対する理解促進を図り、相談支援体制や情報提供の充実・強化を図るとともに、個々に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。また、町内に在住する障がいのある方が集まり、軽作業を行うことで生きがいを見いだすことができる場所として、地域活動支援センター事業を継続してまいります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。町民の「健康寿命の延伸と健やかな暮らしを実現する」を基本理念とした長万部町健康づくり計画に基づき、「健やかに産み育てる」、「生活習慣病の予防と悪化の防止」、「こころの健康保持」を目標に、家庭や教育関係機関、町内会等の地域団体と連携し、健康づくりの推進に取り組んでまいります。

安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進するため、妊婦一般健診、新生児聴覚検査、不妊・不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的支援を行ってまいります。また、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく支援する必要なサービスにつなぐ伴走型の相談支援を充実してまいります。食育では、幼少期から食への関心を持ち、栄養や食の安全への理解を深め、健康的な食生活を実践できるよう支援してまいります。

生活習慣病の予防と悪化の防止では、少年期からの知識の普及や良い生活習慣についての周知、健診の重要性についての啓蒙に努めてまいります。また、こころの健康保持では、面談や電話による相談事業を継続してまいります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。町立保育所では、職員体制の充実を図るとともに保護者のご協力をいただきながら、保育サービスや保育環境の充実に努めてまいります。また、保育所内に設置している子育て支援センターでは、みんなの広場や遊びの広場など親子遊びの場の提供、子育て相談など、子育て支援の充実に努めてまいります。

幼児教育・保育の無償化により、引き続き子育て世代への負担軽減を図るとともに、拡大して実施しております町内の保育所、認定こども園に2人以上で入所の就学前第2子以降の児童の無料化についても継続し、子育て支援の拡充を図ってまいります。

学童保育につきましては、民間事業者に委託し、昼間、留守家庭の児童の放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っており、引き続き実施してまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。私たちの暮らしに関わる環境問題対策への取組は、町民一人ひとりが、意識を持って環境負荷の少ない生活様式へと転換させていくことが大切です。「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉どおり、自然に優しい循環型の地域社会づくりを目指すため、ごみ減量化の一環として、生ごみ堆肥化容器購入補助や廃食用油、衣類等の無料回収を継続して実施してまいります。海岸漂着物の回収・処理につきましては、補助事業を利用して静狩地区・旭浜地区・長万部地区について実施してまいります。

そのほか、低炭素まちづくりに向けて節電対策を強化するため、各団体が管理している街路灯の電気料金の補助及び設置改良補助を継続し、地域のみなさまに補助制度をご活用いただき、省エネルギー機器交換の推進と維持管理の負担軽減を図ってまいります。

空家対策事業として、町民のみなさまが安心して生活することができる環境を確保するため、倒壊や屋根・外壁等の部材が飛散するおそれのある空家の解体工事に係る費用の一部を補助する制度を継続して実施してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。農業経営の安定的発展を図るため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合等に対する助成をしてまいります。また、生産者のコスト低減と労働力軽減を図るため、町営による公共牧場を継続してまいります。

肉用牛は、町有貸付牛の貸付けを引き続き行うとともに、農業共済組合や農業改良普及センター等と連携し、生産者の技術支援や巡回指導等に努めてまいります。

道営草地整備事業は、今年度より4か年計画で公共牧場を含めた実施計画区域で、草地整備改良132.2ヘクタール、草地造成改良48.9ヘクタール、暗渠排水84.2ヘクタールなどの整備事業を実施してまいります。各地区の農地及び営農用水施設等の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金事業を実施し、保全活動の支援をしてまいります。

農業担い手確保対策につきましては、長万部町農業振興協議会を中心に、農業者、行政、関係団体の役割を明確にしながら、意欲ある若者を全国から受け入れるため研修先の確保に加え、就農までのサポート体制の整備を進めてまいります。

次に、林業振興について申し上げます。町有林造林事業としては、町有林の多面的な機能をより一層充実させるため、地拵・植栽、下刈、間伐事業などの一体的な森林整備を実施してまいります。

民有林保育事業では、「豊かな森づくり推進事業」による造林奨励事業補助を行うとともに、町単独事業として「町有林造林推進下刈奨励事業」による下刈事業補助を行い、林業振興と森林機能の向上に努めてまいります。

分収造林事業としては、分収造林契約地の下刈、作業道修繕事業などを実施してまいります。道営事業は、豊津地区の町有林及び民有林事業推進のため、平成17年度から実施している基幹林道豊津・黒岩線整備を引き続き進めてまいります。

有害鳥獣対策では、ヒグマやエゾシカに加え、キツネやアライグマ等の小動物による農業被害も増加傾向にあるため、緩衝帯整備や戸締りの徹底等により物理的な侵入経路を塞ぐなどの対策を徹底すると同時に、農林漁業被害の未然防止及び特定外来生物の侵入・定着阻止のため、長万部町鳥

獣被害防止対策協議会がその取組の中心となり、関係機関と連携をし、これらを捕獲するためのものを被害箇所周辺等に設置することで個体数の調整を図り、効果的な対策を実施してまいります。

次に、漁業振興について申し上げます。本町の令和5年におけるホタテ貝養殖漁業の漁獲量及び漁獲金額は、漁獲量で1万3,711トン、漁獲金額では50億9,763万円となり、前年と比較し、漁獲量では20パーセントの減、漁獲金額では9.2パーセントの減となりました。ホタテの生育状況は、本年2月に渡島北部地区水産技術普及指導所が調査した結果、おおむね良好な生育となっておりますが、引き続き、各関係機関と連携し、注意深く生育調査等を行ってまいります。

漁業振興では、漁港街路灯電気料の補助を行い、漁家経営の安定化と健全な育成を進めてまいります。水産物供給基盤機能保全事業では、北海道が事業主体となり、長万部漁港及び大中漁港の機能保全工事や静狩漁港の漂砂対策として、防砂堤の新設工事を行うことが決定されております。

次に、商工・観光振興について申し上げます。人口減少に加え、長期化するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって、地域経済は厳しい状況が続く中、本町の商工業の振興を図るため商工会への運営費助成を行ってまいります。また、中小企業の育成と経営安定のため、商工会と連携し、中小企業融資資金の貸付けを行い、利子補給を実施してまいります。

多目的活動センターあつまんべにつきましては、町内・町外の団体問わず、各種イベントや会議に利用いただいております。木育コーナーも親子の憩いの場となっております。今後も積極的に活用していただき、地域振興が図られるよう利用を推進してまいります。

観光振興では、JR長万部駅舎内に設置されている長万部観光協会による観光案内所は、本町の観光案内はもとより名産品販売所として広く知られており、観光客や町民の方に利用され、地域経済への寄与が見受けられております。令和6年度も引き続き助成を行い、観光の拠点となる案内所の運営強化を図ってまいります。また、本町の大きな観光資源のひとつであります長万部温泉の温泉井維持管理事業に助成し、温泉施設の安全と安定供給に努めてまいります。

さらに、開催を前提に、本町の一大イベントであります「おしゃまんべ毛がにまつり」に助成し、地域特産物のPRを積極的に行い、町内外の各団体との連携を強め、地域の活性化を図り、観光のブランド化を進め、さらなる観光振興・地域振興に努めてまいります。

次に、労政関係について申し上げます。人口減少の影響や物価高騰により、全国的に雇用情勢は不安定となり、厳しい状況にあります。本町としては、良質で安定的な雇用を維持するため、引き続き渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会等関係機関と連携を密にし、求人情報や各種事業等の周知を進めるとともに、国や北海道と連携して雇用の確保を積極的に行ってまいります。

次に、消費生活相談関係について申し上げます。近年の消費生活相談の多様化に伴い、高度な対応ができる「函館市消費生活センター」への相談引き継ぎ体制を整えております。また、北海道が交付する地方消費者行政強化事業補助金を活用し、担当職員を専門的な研修に派遣することにより資質向上を図り、さらなる消費生活相談体制の充実に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、長万部町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町道橋25橋の法定点検並びに町道橋2橋の修繕設計及び2橋の修繕工事を道路メンテナンス補助事業を活用して実施してまいります。北海道新幹線建設に伴う新開地区、町道長万部中の沢線、新開公園線の付替工事は令和5年度に着手し、令和6年度までの2か年で実施中であります。

河川維持事業では、長万部町河川堆積土砂管理計画に基づき、町内普通河川の堆積土砂除去工事を緊急浚渫推進事業にて3河川分実施するほか、一昨年大雨により護岸が大きく損壊している普通河川田尻川は、緊急自然災害防止対策事業を活用して護岸修繕工事を実施してまいります。

そのほか、町道の舗装補修工事及び側溝改良工事や排水路の清掃などについて、計画的に実施してまいります。

公園事業では、令和5年度実施の劣化調査結果に基づいて、ふれあい公園のステージ屋根撤去工事を実施してまいります。

公営住宅事業では、夜間停電時における入居者避難時の安全確保のため、町営住宅はまなす第2団地の共用廊下の階段に設置している非常照明用器具の交換工事を実施してまいります。また、北海道新幹線建設に伴う町営住宅南部団地移転に係る新団地建設につきましては、令和6年度は高砂地区の7棟14戸の住宅建設及び外構整備工事と、令和7年度建設分の実施設計業務を社会資本整備総合交付金事業を活用して実施してまいります。そのほか、住宅施設や設備の維持、修繕など、計画的に実施してまいります。

次に、ガス事業について申し上げます。令和5年度の経営状況は、町内経済も徐々にコロナ禍以前の状況へ回復しつつあり、ガス販売量は微増傾向となっておりますが、単年度収支では赤字が見込まれております。

令和6年度の主な事業としては、ガス供給設備改修工事や北海道新幹線建設に伴うガス本支管移転工事等を実施してまいります。収益は、需要家の減少等に伴い、昨年よりガス売上の微減を見込んでおり、あわせて原料費や施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。また、現在のガス料金予定は、国庫補助事業により5月料金分までは1立方メートルあたり税込み15円の値引きを実施してまいります。ガス事業につきましては、今後も厳しい経営環境ではありますが、保安の確保と安全性の向上に努めるとともに、健全な経営を図るよう努力してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。令和5年度は、給水件数、給水量ともに1月末現在で、前年度より若干上回ることや経費等の節減により、当初は赤字予算でありましたが単年度収支で、収支の均衡が見込まれております。

令和6年度の主な事業として、北海道新幹線建設に伴う配水管付替工事や静狩地区3号井関連事業費用を計上しております。収益は、前年並みの給水収益を見込んでおりますが、動力費や施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。水道事業につきましては、今後とも経費の節減を図り効率的な事業運営を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道事業の利用状況は、令和6年1月末現在、供用開始区域内人口3,504人に対し、下水道接続人口は3,022人で、水洗化率86.2パーセントとなっております。本事業につきましては、令和6年度から公営企業会計へ移行することになりますが、今後も快適な生活環境づくりに向け、水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化を進めてまいります。

また、汚水処理施設では、し尿・浄化槽汚泥等をスムーズに受け入れて順調に稼働処理を行っており、令和6年度も引き続き万全の体制で事業を実施してまいります。あわせて、北海道新幹線建設に伴う汚水管移設工事関連業務及び下水道ストックマネジメント計画に基づく終末処理場更新工事を継続して実施してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院につきましては、地域医療を支える町内唯一の病院として、さらには緊急告示病院として、内科医師3名、外科医師1名による診療体制を整え、毎週火曜日と金曜日は北大小児科から医師1名の派遣による小児科診療、整形外科は毎月2回、眼科は2か月に1回、それぞれ函館市内の民間病院から医師の派遣を受け診療にあたっております。

土曜日・日曜日の救急医療につきましては、北大病院、市立函館病院などから医師の派遣を受け診療を実施してまいります。発熱外来につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中で、当面の間、継続してまいります。今後も、地域に根ざした住民から信頼される病院づくりを目指してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。近年の複雑多様化、大規模化する火災や災害に対応する消防体制を確立するため、消防職員の教育・訓練を行い、技能の向上に努め、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置から14年が経過しているため、早期更新の普及啓発を推進し、あわせて悪質な訪問販売などに注意するよう周知してまいります。

救急業務につきましては、令和5年度に補助金を活用して高規格緊急自動車の更新整備を行いました。また、救急救命士を医療研修機関に派遣し、必要な知識技術を修得させるなど、救急隊員の資質向上を図ってまいります。

消防団につきましては、消防団員の技術向上や国が定める装備基準に基づき装備資機材を計画的に整備し、団員の安全確保に取り組んでまいります。

以上、町政執行の概要について申し述べましたが、日々の変化を鋭敏に感じ取り、町民のみなさまの声に耳を傾けながら、ともに汗を流し地域づくりに邁進する決意であります。町議会並びに町民のみなさまのご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。以上です。

訂正をお願いします。3頁7行目、「まちづくり基本条例」と申し上げましたが「まちづくり基金条例」に訂正していただきたいと思います。5頁15行目、「基本等」と申し上げましたが「基準等」に訂正していただきたいと思います。7頁22行目、「農業経営」と申し上げましたが「酪農経営」に訂正をお願いいたします。16行目、「町有林」と申し上げましたが「民有林」に訂正いたします。11頁21行目、「移転工事」と申し上げましたが「移設工事」と訂正申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針を行います。

近藤教育長。

〔教育長（近藤英隆）登壇〕

○教育長（近藤英隆） 令和6年第1回長万部町議会定例会の開会にあたり、長万部町教育委員会が所管する教育行政の基本的な考え方について、主な施策等を分野ごとに申し上げます。

学校教育について。児童生徒の安全確保に向けた取組。北海道はこれまで、夏季は比較的涼しく、過ごしやすい地域とされてきましたが、近年は真夏日や猛暑日が増加するなど気象状況が大きく変化しております。児童生徒の生命や健康を保護する観点から、令和6年度より夏季休業日を25日間から30日間と期間を長くするとともに普通教室や特別支援教室にポータブルクーラーを設置し、熱中症事故等の防止に努めてまいります。

I C Tを活用した教育活動の推進。G I G Aスクール構想に伴うI C T環境整備により、I C T活用教育が学校においても定着してまいりました。今後も効果的な活用が進められるよう教職員のスキルアップを支援し、子どもたちが必要とする教育環境の整備に努めてまいります。

学校間連携による教育活動の充実と高等学校支援。小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流や教員の意見交換の機会を設けるなど、幼保小連携を進めてまいります。また、小中高連

携については、「長万部町教育連携会議」などを活用し、共通で取り組むべき課題を整理・検討し、教育活動の更なる充実を図ってまいります。

長万部高等学校の生徒確保に向け、各種補助制度やスクールバスの活用などの支援を引き続き行い、魅力ある高校づくりを進めるため、協力してまいります。

東京理科大学との連携については、学生と児童生徒の交流等も含め、積極的に協議を進めてまいりたいと考えております。

学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進。安全で安心な校内外生活を送ることができるよう、PTAや学校運営協議会と連携を図り、学校、家庭、地域社会が一体となり「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

学力・体力向上への取組。児童生徒の学習に対する理解度の把握に努め、授業内容の工夫やICTの活用など、学力向上に繋げるための授業改善を進めてまいります。また、デジタル教材を活用した家庭学習に取り組むなど、家庭学習の習慣付けも進めてまいります。

児童生徒の実態と課題を全国や北海道の結果等と比較分析し、学校における体育・健康に関する指導方法を改善するなど、体力向上を進めてまいります。

特別支援教育への取組。「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」には、学校内の教職員同士が協力し、児童生徒を支援する体制づくりを進めてまいります。

また、教育支援委員会議などを通じて、幼稚園・保育所・保健福祉課との情報連携を図り、就学前からの情報収集に努め、就学指導を適切に実施してまいります。

いじめ防止・不登校等児童生徒への取組。いじめの問題については、学級活動や道徳の中で、児童生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許されない行為」という強い意識を持たせるための取組を進めてまいります。また、いじめの把握をするため、アンケートを実施し、いじめの早期発見に繋げ、問題解決に取り組んでまいります。

不登校等児童生徒については、学校適応指導専門員の配置と北海道教育委員会事業を活用したスクールカウンセラーの配置を行うなど体制を整備し、学校に対しては、定期的な家庭訪問や保護者との連絡を取り合うなど、不登校の解消に向けた対応を進めるよう指導してまいります。

学校施設の維持・管理と通学路の安全確保。児童生徒にとって安全で安心な学校施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕などを実施してまいります。また、通学路の点検と町民や保護者などからの危険と思われる場所や不審者に関する情報提供に可能な限り迅速に対応し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

学校給食について。安全・安心な給食の提供。「安全・安心でおいしい給食」の提供については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた献立内容の工夫に努めるとともに、「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の徹底に努めてまいります。

また、原材料価格の動向を見極め、食材を工夫しながら、地元食材の使用に努めるとともに、食材の値上がりにより給食費負担金が保護者の負担増とならないよう、食材購入費を補てんしてまいります。さらに、老朽化した施設及び機械設備の更新や補修などを実施し、調理環境の整備に努めてまいります。

食育の推進。食育については、地元食材を取り入れながら、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図り、食に対する知識やマナーなどを身につけるための指導を進めてまいります。また、食育の実現には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であるため、給食だよりやホームページなどにより、保護者などへの広報・啓発活動を継続的に実施してまいります。

給食費の未納・滞納解消への取組。給食費の未納と滞納が発生しないようにするため、未納者への通知や訪問、電話などによる督促のほか、児童手当からの特別徴収も実施してまいります。また、今後も長万部町債権管理委員会と連携し、一層の滞納解消に努めてまいります。

社会教育について。生涯学習推進の取組。令和3年度からスタートした「第4次長万部町生涯学習推進計画」に基づき、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、社会教育関係団体との連携を図りながら、町民の生涯学習を推進して社会教育活動の発展に努めてまいります。

地域活動やボランティア活動、各種団体・サークルなどへの支援を継続し、子どもから高齢者まで世代に応じた学習活動と体験活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成活動を推進してまいります。

文化・図書館活動の取組。町民の心豊かで潤いのある生活を推進するため、各文化サークルと連携し、文化活動に対する支援を行ってまいります。また、文化ホールを活用した舞台芸術鑑賞や発表の機会を提供するため、長万部町文化協会と連携した取組を進めてまいります。

図書館活動として「第2期長万部町子どもの読書活動推進計画」に基づき、あやめ号の運行や読み聞かせ会の実施等、学校・家庭・地域等を通じた読書活動を推進してまいります。また、町民の読書習慣の定着を図るため、図書館から積極的に情報を発信し利用拡大を図りながら、親しみやすい図書館を目指し、事業の充実を図ってまいります。

文化財保護・保存・活用の取組。本町の貴重な文化財であります、国指定史跡や、道指定天然記念物のほか、静狩湿原の保護・保存活動を継続してまいります。また、工事等に伴う埋蔵文化財調査についても、北海道教育委員会と連携して対応してまいります。

スポーツ活動振興の取組。スポーツ・レクリエーション活動を通じて、町民が健康で生きがいを持てる環境作りを目指してまいります。長万部町スポーツ協会をはじめ、スポーツ少年団、学校及び地域団体と連携し、団体活動の活性化や生涯スポーツの普及・定着にも努めてまいります。

スポーツを通じた社会参加の機会として、気軽に楽しむことができる軽スポーツレクリエーションなどを実施してまいります。また、プールのより一層の活用を図るため、B&G財団と連携しながら、各種事業を実施してまいります。

社会教育施設の維持・管理。社会教育施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕・更新などを実施してまいります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めてまいります。

〔教育長（近藤英隆）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で教育行政執行方針を終わります。

11時00分まで休憩いたします。

10時48分 休憩

11時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて予算大綱説明を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和6年度各会計予算案について、その大綱をご説明申し上げます。

政府は、昨年１２月に「令和６年度予算編成の基本方針」を閣議決定し、３０年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られる一方、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いているとし、令和６年度予算は、令和５年度補正予算と一体として、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現や防災・減災・国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、２０５０年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現に取り組み、地方活性化に向けた基盤づくりを推進し、重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行うとしております。

これら国の方針を踏まえ、本町の新年度予算編成にあたっては、税財源の確保はもとより、国の取組と協調を合わせた歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、本町が誇りと希望を持てるふるさととして、未来に向かい永続的に発展できるよう、福祉の向上、産業の振興、教育の充実を柱に、各種計画に則り令和６年度予算を編成いたしました。

各会計の予算規模は、一般会計が６０億１，７００万円、特別会計及び企業会計は、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・ガス・水道・公共下水道・病院の７会計が、合わせて４１億５，１０４万２，０００円となり、一般会計及び特別会計並びに企業会計の合計は、１０１億６，８０４万２，０００円で、前年度対比８億７，１４４万８，０００円の増となっております。

それでは、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

はじめに、一般会計予算案についてご説明いたします。予算総額は６０億１，７００万円で、前年度に比較して５億４，０００万円、９．９％の増となりました。増額となった主な要因は、町道長万部中の沢線外道路付替工事、北海道新幹線建設負担金、新団地建設工事の増などによるものであります。

歳出につきましては、議会費７，４９１万３，０００円で、前年度に比較し６５６万６，０００円の増で、議会運営費と事務局経費を計上いたしました。

総務費は１２億５，６５６万５，０００円で、前年度に比較し２億１，５５１万２，０００円の増となります。歳出の主なものは、地域おこし対策４４８万５，０００円、長万部町史（続編）編さん３３０万円、新幹線建設負担金２億１，９７７万８，０００円、生活交通確保対策１，１５４万６，０００円、地域情報化７，７１１万３，０００円、交通安全対策１８０万円、ガス・温泉採取供給７，５５３万５，０００円、防災対策１，２２９万１，０００円、防犯灯・街路灯整備５１７万２，０００円、水柱被害住宅修繕支援８００万円、このほか一般管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費など管理部門の経費を計上いたしました。

民生費は１０億４，０２７万２，０００円で、前年度に比較し２，１１５万８，０００円の増となります。歳出の主なものは、福祉センター運営７７２万１，０００円、高齢者生活支援６５７万４，０００円、介護予防・生きがい活動支援４５２万６，０００円、在宅福祉支援１０３万円、老人福祉バス運行４１７万５，０００円、高齢者生活福祉センター運営２，６００万円、高齢者入浴料金助成１，０１０万円、在宅福祉サービス車購入６２２万７，０００円、巡回相談支援３３０万円、老人福祉センター運営３４８万３，０００円、子ども・子育て支援事業計画策定４９５万円、さかえ保育所エアコン設置工事１，１００万円、このほか心身障害者医療費、乳幼児等医療費、保育所に係る児童措置費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

衛生費は５億３，４７６万２，０００円。前年度に比較し３，９４４万２，０００円の減となります。歳出の主なものは、環境衛生整備６２０万円、渡島廃棄物処理広域連合負担金８，５６５万７，００

0円、ごみ処理施設運営1億3,740万7,000円、下水路整備715万円、汚水処理施設維持管理4,238万2,000円、このほか予防費、公害対策費、病院事業会計繰出金、水道事業会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

労働費は136万5,000円で、前年度に比較し6,000円の減で、労働金庫への貸付金100万円と季節労働者への就労援助、団体運営に対する補助などを計上いたしました。

農林水産業費は3億3,020万2,000円で、前年度に比較し4,555万5,000円の減となります。歳出の主なものは、農業振興対策は、多面的機能支払交付金事業補助金等、農業振興として246万2,000円、乳牛検定組合補助、酪農ヘルパー利用組合補助等、畜産振興として281万7,000円、長万部地区道営草地整備事業負担金等、農地振興として5,805万2,000円、公共牧場管理運営2,011万円、このほか農業委員会運営など管理部門の経費を計上いたしました。林業振興対策は、町有林下刈事業、鳥獣捕獲補助等、林業振興として5,068万4,000円、分収造林1,439万7,000円、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金3,000万円を計上いたしました。水産業振興費は、噴火湾渡島海域漁業振興対策協議会負担金、ホッキ貝資源高度化利用試験事業補助等、水産業振興として357万円、水産基盤整備2,891万2,000円、水産物流通加工基盤強化対策4,032万4,000円を計上いたしました。

商工費は4,894万9,000円で、前年度に比較し286万1,000円の増となります。歳出の主なものは、商工会運営費補助、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助、合宿誘致事業補助等、商工振興として1,103万円、観光協会運営費補助、写万岳ハイキングコース維持管理事業補助、長万部温泉井維持管理事業補助等、観光振興として1,391万8,000円、多目的活動センター運営940万2,000円を計上いたしました。

土木費は15億6,104万3,000円で、前年度に比較し4億391万円の増となります。歳出の主なものは、道路橋梁維持は、道路舗装・側溝補修等・除雪対策経費・ロータリ除雪専用車購入として3億9,089万2,000円、道路新設改良2億1,421万3,000円、河川維持6,524万円、都市計画5,205万1,000円、公園環境整備1,997万4,000円、町営住宅整備858万円、町営住宅建設4億9,171万円を計上いたしました。

消防費は2億292万8,000円で、前年度に比較し3,662万円の減となります。歳出の主なものは、消防施設整備2,303万円、このほか消防本部、消防団に係る経費を計上いたしました。

教育費は4億2,415万6,000円で、前年度に比較し3,757万8,000円の増となりました。歳出の主なものは、町民センター運営247万2,000円、平和祈念館整備220万円、学習文化センター運営3,075万8,000円、スポーツセンター運営2,153万7,000円、青少年会館整備126万5,000円、海洋センター運営1,447万5,000円、学校給食センター運営1億103万1,000円を計上いたしました。

災害復旧費は、災害応急対策として15万6,000円を計上いたしました。

公債費、諸支出金、予備費は、それぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。町財政の根幹であります町税収入は6億1,239万1,000円で、前年度に比較し591万7,000円、1.0%の増となります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、合わせて2億2,403万円を計上いたしました。

地方交付税は、23億4,000万円で、前年度に比較し2,000万円の減となります。普通交付税は21億9,000万円、特別交付税を1億5,000万円見込んでおります。

税収入、繰入金等の自主財源は、前年度に比較し1,269万5,000円減の16億4,098万7,000円を計上いたしました。その主なものは、財産収入2,465万9,000円、使用料及び手数料1億4,943万5,000円、分担金及び負担金5,382万1,000円、繰入金5億7,136万8,000円であります。

繰入金の内訳は、財政調整基金1億400万円、減債基金1,500万円、まちづくり基金3億6,970万円、地域福祉基金200万円、森林環境譲与税基金599万6,000円、北海道新幹線建設関連補償事業基金7,467万2,000円、以上6基金からの繰入を計上いたしました。

国庫支出金や町債等の依存財源は、前年度に比較し5億5,669万5,000円、14.6%増の43億7,601万3,000円を計上いたしました。内訳として、国庫支出金は5億326万1,000円で、主なものは、公営住宅建設2億250万円、自立支援給付負担金8,779万2,000円、橋梁長寿命化修繕事業4,075万5,000円、子どものための教育保育給付費負担金3,940万8,000円、除雪事業3,286万6,000円、児童手当負担金3,001万8,000円、自治体情報システム標準化事業2,655万4,000円などであります。

道支出金は2億1,145万4,000円で、主なものは、自立支援給付負担金4,389万6,000円、林業振興事業2,673万4,000円、後期高齢者医療保険料軽減費負担金2,480万2,000円、国民健康保険税軽減費負担金2,424万3,000円、子どものための教育保育給付費負担金1,829万5,000円、海岸漂着物対策事業1,600万円、道営草地整備事業1,028万6,000円などあります。

町債は8億3,030万円で、内訳は、総務関連では新幹線対策債等4事業で2億4,120万円、民生関連では高齢者交通移動手段確保対策事業債等2事業で2,180万円、衛生関連では地域医療対策債は3,100万円、農林水産関連では畜産支援事業債等4事業で6,320万円、土木関連では除雪機械導入債等3事業で4億1,680万円、消防関連では消防設備債630万円、教育関連では高等学校教育環境整備債等4事業で4,010万円、このほか臨時財政対策債990万円あります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。予算総額は1億1,489万円で、前年度に比較し804万円で、7.5%の増となりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料7,585万4,000円、繰入金3,887万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、保険料等負担金1億892万5,000円で、事務費負担金372万4,000円を加えた後期高齢者医療広域連合納付金1億1,264万9,000円を計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計予算案について申し上げます。予算総額は7億728万円で、前年度に比較し1,757万円、2.4%の減となりました。歳入の主なものは、国民健康保険税1億2,170万円、道支出金5億449万2,000円、一般会計繰出金8,050万4,000円、このほか、使用料及び手数料、財産収入、諸収入で58万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、職員給与費のほか賦課徴収費等の運営管理経常費として総務費に2,864万8,000円、保険給付費4億9,910万3,000円、国民健康保険事業費納付金1億6,825万7,000円、このほか保健事業費、積立金、公債費、諸支出金、予備費で1,127万2,000円を計上いたしました。

次に、介護保険特別会計予算案についてご説明いたします。予算総額は9億2,930万5,000円で、前年度に比較して3,755万8,000円、4.2%の増となりました。歳入の主なものは、介護保険料1億2,517万7,000円、国庫支出金2億3,012万9,000円、支払基金交付金2億3,056万3,000円、道支出金1億3,917万7,000円、繰入金2億226万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、職員給与費のほか賦課徴収費、介護認定等に係る運営管理費として総務費に2,125万円、介護サービス等に係る保険給付費8億3,302万3,000円、地域支援事業7,451万5,000円を計上いたしました。

次に、ガス事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額1億1,200万2,000円、収益的支出予定額1億4,322万1,000円で、差引3,121万9,000円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額546万円を加えた、3,667万9,000円の赤字となります。

支出予定額の主なものは、原料費3,247万2,000円、人件費3,647万4,000円、その他事業費6,708万5,000円、営業外費用719万円であります。

収入予定額は、製品売上8,820万円、営業雑収益738万6,000円、営業外収益1,511万6,000円、特別利益130万円であります。

資本的支出予定額は、建設改良費6,006万3,000円、企業債償還金3,390万円で、合計9,396万3,000円となり、これに対する財源は、企業債3,000万円、工事負担金3,280万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3,115万8,000円で補てんしてまいります。

次に、水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額2億4,172万7,000円、収益的支出予定額2億5,188万2,000円で、差引1,015万5,000円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額186万3,000円を加えた1,201万8,000円の赤字となります。

支出予定額の主なものは、人件費1,801万7,000円、受託工事費7,489万2,000円、減価償却費3,340万2,000円、その他営業費用1億1,491万5,000円、営業外費用1,065万6,000円であります。

収入予定額は、水道料金1億4,337万5,000円、その他営業収益8,906万2,000円、営業外収益929万円であります。

資本的支出予定額は、建設改良費2億5,700万円、企業債償還金2,989万円で、合計2億8,689万円となり、これに対する財源は、企業債4,000万円、一般会計補助金26万円、工事負担金2億3,650万円、過年度分損益勘定留保資金1,013万円で補てんしてまいります。

次に、公共下水道事業会計予算案について申し上げます。本事業につきましては、新年度から公営企業会計へ移行いたしますので、事業費の前年度対比はすべて皆増かいぞうとなっております。収益的収入予定額2億4,235万1,000円、収益的支出予定額3億7,872万9,000円で、差引1億3,637万8,000円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額1,130万円を加えた、1億4,767万8,000円の赤字となります。

支出予定額の主なものは、人件費4,165万8,000円、減価償却費1億4,618万円、その他営業費用1億6,607万7,000円、営業外費用2,481万4,000円であります。

収入予定額は、下水道使用料の5,800万円、その他営業収益1,906万2,000円、営業外収益1億6,528万9,000円であります。資本的収支予定額は、建設改良費3億9,180

万円、企業債償還金6,931万3,000円で、合計4億6,111万3,000円となり、これに対する財源は、企業債1億2,590万円、国庫支出金1億3,970万円、工事負担金1億2,780万円、一般会計出資金1億960万1,000円、受益者負担金3万2,000円の合計5億303万3,000円をあてる予定で、差引4,192万円の黒字となります。なお、令和5年度公共下水道事業特別会計は出納閉鎖前の3月末で打切決算となることから、決算値確定後に必要があれば補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

次に、病院事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額7億5,037万7,000円、収益的支出予定額7億6,268万7,000円で、差引1,231万円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額120万5,000円を加えた、1,351万5,000円の赤字となります。支出予定額の主なものは、医業費用7億5,988万1,000円、医業外費用280万6,000円であります。

収入予定額の主なものは、医業収益5億9,703万4,000円、医業外収益1億5,334万3,000円、医業外収益のうち1億4,774万1,000円は一般会計補助金であります。資本的収支予定額は、建設改良費1,343万円、企業債償還金663万2,000円、看護学生奨学資金貸付金102万円で、合計2,108万2,000円となり、これに対する財源は、他会計負担金255万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,852万3,000円で補てんしてまいります。

以上で、一般会計を含めた8会計予算案の大綱について、説明を終わります。

4か所訂正お願いいたします。1頁目の24桁目「5億4,000万」と申し上げましたが、「5億4,400万円」に訂正お願いいたします。3頁の24行目「4,894万9,000円」と申し上げましたが「4,894万4,000円」で訂正お願いいたします。3頁目の27行目「1,003万円」と申し上げましたが「1,103万円」で訂正お願いいたします。次、9頁目の1行目「国庫支出金」を「国庫補助金」と訂正お願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で予算大綱説明を終わります。

◎議案第1号 長万部町犯罪被害者等支援条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、議案第1号長万部町犯罪被害者等支援条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第1号長万部町犯罪被害者等支援条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

犯罪被害者基本法が平成16年に制定され、基本理念とともに、国、地方公共団体及び国民の責務が定められ、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた施策を実施してまいりました。そして北海道においても、平成30年に北海道犯罪被害者等支援条例が施行され、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところであります。このような状況の中、本町としても国や北海道、北海道警察、犯罪被害者等支援団体及び関係機関等と相互に連携を図り、社会全体で犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、犯罪被害者等を支えていくために必要な施策を総合的に推進していくため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、第1条は目的で、この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする規定であります。

第2条は定義で、条例における用語を定義しております。第1号は「犯罪等」で、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

第2号は「犯罪行為」で、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪にあたる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項または第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条または第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

第3号は「犯罪被害者等」で、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族で、町内に住所を有するものをいう。

第4号は「二次的被害」で、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

第5号は「関係機関等」で、国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

第6号は「町民等」で、町内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または町内で活動を行う団体をいう。

第7号は「事業者」で、町内で事業活動を行う法人または個人をいう。

次の頁をご覧ください。第3条は、基本理念についての規定で、犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。第2項、犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行わなければならない。第3項、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。犯罪被害者等基本法第3条に定める基本理念に基づき、それぞれ定めるものであります。

第4条は、町の責務についての規定で、町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。第2項は、町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。犯罪被害者等基本法第5条に、地方公共団体の責務について定められており、その趣旨を踏まえて町の責務を規定するものであります。

第5条は、町民等の責務についての規定で、町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。犯罪被害者等基本法第6条に、国民の責務について定められており、その趣旨を踏まえて町民等の責務を規定するものであります。

第6条は、事業者の責務についての規定で、事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うにあたっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。第2項、犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

事業者は、二次被害が生じることなく働き続けるように配慮し、町や関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとするものであります。また、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による心身の治療のための通院や刑事裁判手続きへの対応に迫られ、仕事を休まざるを得ない事情が生じたりすることから、被害回復のために職場環境を整備するなど、必要な支援について配慮するよう努めるものとするものであります。

第7条は、相談及び情報の提供等についての規定で、町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している諸般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

次の頁をご覧ください。第2項、町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するものとする。町では、犯罪被害者等の支援を所管する課、保健福祉課に窓口を設置し、犯罪被害者等から寄せられた相談内容を伺い、実施可能な各種支援を説明するほか、国、北海道、北海道警察、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体等との連絡調整の窓口となり、必要としている情報の提供及び助言を行うものであります。

第8条は、見舞金の支給についての規定で、町は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有している犯罪等により害を被った者のうち、犯罪行為により死亡した者の遺族（その他犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有していたものに限る。）または犯罪行為により傷病を受けた者に対し、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

第1号、遺族見舞金30万円、第2号、傷病見舞金10万円。犯罪被害者等への経済的支援としましては、国の犯罪被害者等給付金制度がありますが、申請から支給までに約半年以上の期間を要している現状です。犯罪被害者等は、犯罪等で生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるなど身体的・精神的被害及び経済的に困窮する場合も多く、自宅が事件現場になる場合や、加害者からの再被害を防ぐために転居する必要性が生じることもあり、事情こそ異なりますが、当座の資金として必要としている状況をかんがみて、一定の条件を満たす犯罪被害者等に対して、町から遺族見舞金・傷病見舞金を支給することで、経済的な負担を軽減するものであります。

第9条は、日常生活の支援についての規定で、町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。犯罪被疑者等が早期に生活の再建構築ができるよう状況に応じた家事・育児・介護などの日常生活に必要な支援を行うものであります。

第10条は、居住の安定についての規定で、町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったり、加害者から住居を特定されて再被害の危機にさらされている等の理由で、従前の住居に住み続けることが困難が生じることがあります。町営住宅の入居を可能とする配慮を講じて居住の安定を図るというものであります。

第11条は、安全の確保についての規定で、町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害または二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。北海道、北海道警察、他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害や二次被害を受けることを防止し、緊急時の避難確保や再被害防止に向けて必要な防犯指導を行うとともに、配偶者暴力、ストーカー行為、児童虐待、これらに準ずる行為に対し、犯罪被害者等を保護するために住民基本台帳の閲覧・交付制限等の支援措置を適切に行うというものでございます。

第12条は、町民等及び事業者の理解の増進についての規定で、町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5条に定める町民の責務及び第6条に定める事業者の責務を果たすためには、犯罪被害者等は心身に影響を受けて日常生活を送ることが困難になるほどの不利益を被っており、周囲の支援を必要としていること。また、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、地域社会が支援することや再被害、二次的被害を防止することへの理解を深めてもらう必要があることから、町のホームページや広報等により犯罪被害者等の支援に関する情報を発信して啓発活動等を行うというものであります。

第13条は、意見等の反映についての規定で、町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。犯罪被害者等から意見や要望を的確に把握し、町が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させ、適切な支援を行うとするものでございます。

次の頁をご覧ください。第14条は、支援の制限についての規定で、町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。犯罪被害者等に対する支援について、開始前またはすでに行っている場合を問わず、社会通念上、支援を行うことが適切でないと認められる場合は、支援を行わないとするものであります。

第15条は、委任についての規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるというものであります。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。第2項は適用区分で、第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡または傷病について適用するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町犯罪被害者等支援条例についての提案理由と内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第5、議案第2号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第2号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、以下「番号法」と申し上げますが、番号法の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供に関する規定の整備、利用事務の明記が必要となることから、条例の全部を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。

はじめに、題名の改正で、「個人情報の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加えます。

第1条は趣旨で、「第2項」の次に「の規定」を、「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第1号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加えます。

第2条は定義で、番号法の改正により、同法別表第2が削られたことから、同表を引用していた事務等について、新たに5号、6号として、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報の2つの用語を、それぞれ番号法の定義規定を引用する形で加えます。

第3条は町の責務で、「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加えます。

2頁をご覧ください。第4条は個人番号の利用範囲で、番号法別表第2が削られたことにより、本条に別表第1から別表第3を加え、規定を整理するもので、第1項は、個人番号を独自利用する事務として、3頁に記載の別表第1の、左欄に掲げる機関が行う、同表の右欄に掲げる事務と、庁内連携により個人番号を独自利用する事務として、これは4頁に記載の別表第2の、左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、とするもので、第2項は、庁内連携により同一機関内で個人番号を独自利用する事務として、4頁に記載の別表第2の、左欄に掲げる機関が、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる当該機関が保有する特定個人情報を利用することができることとするものであります。

第3項は、庁内連携により、自ら保有する特定個人情報を利用することができることを規定し、第2項と同様、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けることができる場合は、庁内連携による特定個人情報の利用事務の範囲から除くこととしております。

第4項は、庁内連携により特定個人情報が利用できる場合において、ほかの条例等の規定により書面の提出が義務付けられている場合の取扱いに関して規定するものであります。

第5条は、番号法の改正により追加となる、特定個人情報の提供に関する規定の整備で、第1項は、町の機関が、町のほかの機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することについて、5頁に記載の別表第3を加えるもの。

3頁をご覧ください。第2項は、特定個人情報の提供において、ほかの条例等の規定により書面の提出が義務付けられている場合の取扱いに関して規定するものであります。

第6条、規則への委任は、改正前の第5条を第6条とするものであります。

次に、別表第1に規定する事務でございますが、第4条第1項に規定する個人番号を独自利用する事務として、長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の規定による医療費の助成に関する事務、長万部町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付条例の規定による医療費の助成に関する事務の、2つの事務に係る規則で定めるものについて、個人番号を独自利用することとするものであります。

4頁をご覧ください。別表第2は、第4条第2項に規定する庁内連携により同一機関内で個人番号を独自利用する事務として、別表第1に規定する2つの事務について、それぞれ別表第2の右欄に掲げる保有する特定個人情報を独自利用することとするものであります。

5頁をご覧ください。別表第3は、第5条第1項に規定する、町の機関が、町のほかの機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する事務として、第1欄に掲げる照会機関が、第3欄に掲げる提供機関に対し、第2欄に掲げる、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの、を処理するために必要な、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合、提供機関は、当該特定個人情報を提供することとするものであります。

最後に、附則としてこの条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。とするものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第2号、長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 1頁の第3条の下線部分なんですけど、「及び特定個人情報の提供」とあるんですけど、これは町民一人ひとりに提供しますかどうか聞くようなこと、という文言なんですかね。そういうことではないんですか。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） まず、特定個人情報というのは、個人番号等その内容に含む個人情報ということでありまして、今回、個人からの確認が必要かどうかということですが、今回この別表で定めた事務につきましては、個人からの必要なく提供するということであります。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 6、議案第 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、当該職員を除外する規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 6 条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給で、第 2 項の、会計年度任用職員を除外する規定であります「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削るものであります。

第 7 条の改正は、第 6 条で会計年度任用職員の定義を削除したため、第 7 条に、定義として「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する」を加えるものであります。

附則としてこの条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

午後 1 時まで休憩いたします。

1 1 時 5 6 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第７、議案第４号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第４号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、当該手当に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給月数を常勤職員と同じ月数に改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

はじめに題名の改正で、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加えます。

第１条は趣旨で、「手当」の次に「、勤勉手当」を加えます。

第８条は期末手当で、第２項中「以下「基準日」という。」を「次項においてこれらの日を「基準日」という。」に改め、第３項中「報酬の月額（月額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」を「期末手当基礎額」に、「１００分の１３０」を一般職の常勤職員と同じ「１００分の１２２．５」に改め、第３項の次に、第４項、前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。を加えます。

２頁をご覧ください。改正前の第４項中「前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、」を削り、「の規定の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。」を「から第１５条の３までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。」に改め、同項を第５項とします。

第８条の２は、地方自治法の改正により追加となる、勤勉手当に関する規定の整備で、第１項は、パートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。として、第２項において、支給対象となる任用期間を６月以上とし、６月１日及び１２月１日を基準日として、勤務の状況に応じて支給する。ものとし、第３項及び第４項では、勤勉手当の額について規定しており、支給割合を一般職の常勤職員と同じ１００分の１０２．５とするもので、第５項では、勤勉手当の支給は、職員の給与条例の規定を準用する。ことを規定しています。

附則として、この条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第４号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 5 号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例**

○議長（柏倉恵里子） 日程第 8、議案第 5 号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 5 号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、当該手当に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給月数を常勤職員と同じ月数に改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 2 条は給料で、「期末手当」の次に「勤勉手当」を加えます。

第 1 2 条は期末手当で、第 3 項中「報酬の月額に 1 0 0 分の 1 3 0」を一般職の常勤職員と同じ「期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 2. 5」に改め、同条に次の 2 項を加える。というもので、第 4 項、前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日において職員が受けるべき給料の月額とする。第 5 項、給与条例第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。を加えます。

第 1 2 条の 2 は、地方自治法の改正により追加となる、勤勉手当に関する規定の整備で、第 1 項では、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日を基準日として、勤務の状況に応じて支給する。ものとし、2 頁をご覧ください。第 2 項及び第 3 項では、勤勉手当の額について規定しており、支給割合を一般職の常勤職員と同じ 1 0 0 分の 1 0 2. 5 とするもので、第 4 項では、勤勉手当の支給は、職員の給与条例の規定を準用する。ことを規定しています。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 5 号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 9、議案第 6 号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

沼田消防長。

○消防長（沼田明宏） ただいま上程されました、議案第 6 号長万部町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法に基づく危険物施設の設置許可、検査等の審査業務に係る手数料が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

このたびの改正は、手数料額のための改正でありますので、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1 頁をご覧ください。1 段目、危険物貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のものが、現行手数料 118 万円を、改定額 145 万円に、27 万円の増額から、2 頁をご覧ください。最下段の 40 万キロリットル以上の現行手数料を 707 万円を、改定額 879 万円に、172 万円増額までとし、全ての段を政令と同一金額に改めるものであります。

附則第 1 号は施行期日で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。第 2 号は経過措置で、この条例による改正後の長万部町手数料条例は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお、従前の例によるものであります。

なお、現在、長万部町におきましては、この手数料改正に係る該当施設はございません。

以上がただいま上程されました、議案第 6 号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号 長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 10、議案第 7 号長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 7 号長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、日常生活に支障がある在宅の高齢者及び障がい者並びにその他介護者の在宅福祉の向上を図ることを目的に実施している各種在宅福祉事業のうち、長期にわたり利用がなく、今後も利用が見込まれない事業について廃止するため、本条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第 3 条は事業で、「第 4 号 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」、「第 6 号 訪問理美容サービス事業」「第 9 号 入浴サービス事業」、「第 14 号 徘徊高齢者家族支援サービス事業」を削り、第 5 号を第 4 号、第 7 号を第 5 号、第 8 号を第 6 号、第 10 号を第 7 号とし、第 11 号から第 13 号までを 3 つずつ繰り上げるものであります。

第 4 条は事業の内容で、2 頁をご覧ください。第 3 条の事業から削除した事業の内容についてそれぞれ削除するもので、第 4 号「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業は、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯であって、傷病等の理由により寝具の衛生管理のため寝具の乾燥及び丸洗^{がしろう}いを行うものとする。」、第 6 号「訪問理美容サービス事業は、老衰・心身の傷害及び傷病等の理由により臥床^{がしろう}している重度の高齢者に対し、移動により理美容を行うものとする。」、第 9 号、「入浴サービス事業は、高齢者及び傷害者等の者で居宅に風呂のない者または体が不自由で入浴困難な者に対して行うものとする。」3 頁をご覧ください。第 14 号「徘徊高齢者家族支援サービス事業は、徘徊の見られる痴呆性的高齢者を介護している家族に対し、痴呆性高齢者が徘徊した場合に、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できるようにするため、早期に発見できるシステムの構築を支援するものとする。」を削り、2 頁にお戻りください。第 5 号を第 4 号、第 7 号を第 5 号、第 8 号を第 6 号、第 10 号を第 7 号とし、3 頁をご覧ください。第 11 号から第 13 号までを 3 つずつ繰り上げるものであります。

次に、別表（第 7 条関係）から番号 2 「第 3 条第 4 号に規定する寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の利用」、4 頁をご覧ください。番号 4 「第 3 条第 6 号に規定する訪問理美容サービス事業の利用」、番号 5 「第 3 条第 9 号に規定する入浴サービス事業の利用」、番号 7 「第 3 条第 14 号に規定する徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用」についての使用料及び手数料を削り、3 頁にお戻りください。左欄に記載の表のとおり改めるものであります。

4 頁をご覧ください。附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 7 号長万部町在宅福祉支援事業に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由と内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 11、議案第 8 号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 8 号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料を定め、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に係る第 1 号被保険者の区分を定めるものであります。

改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第 5 条は保険料率で、第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「3 万 6,000 円」を「3 万 2,800 円」に、同項第 2 号中「5 万 4,000 円」を「4 万 9,300 円」に、同項第 3 号中「5 万 4,000 円」を「4 万 9,700 円」に改め、同項に「第 10 号 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 13 万 6,800 円」「第 11 号

令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 15 万 1,200 円」「第 12 号 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 16 万 5,600 円」「第 13 号 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 17 万 2,800 円」の 4 号を加えます。これにより、所得段階が 9 段階から第 13 段階に多段化し、第 1 段階から第 3 段階までの割合を引き下げるとともに、今回新設した第 10 段階から第 13 段階までの割合が現行の第 9 段階の割合と比べて高く設定することになります。

第 5 条第 3 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「2 万 1,600 円」を「2 万 500 円」に、2 頁をご覧ください。同条第 4 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「2 万 1,600 円」を「2 万 500 円」に、「3 万 6,000 円」を「3 万 4,900 円」に、同条第 5 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「2 万 1,600 円」を「2 万 500 円」に、「5 万 400 円」を「4 万 9,300 円」に改めるものであります。

これは、低所得者に対する公費により負担軽減措置が実施されることの読み替え規定で、この改正により、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率は、所得段階第 1 段階が「3 万 2,800 円」から「2 万 500 円」に、第 2 段階が「4 万 9,300 円」から「3 万 4,900 円」に、第 3 段階が「4 万 9,700 円」から「4 万 9,300 円」に、それぞれ減額となります。

次に、第7条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合で、第3項中「又は第8号口」を「第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に改め、同項中「第8号」を「第12号」に改めるものであります。これは、所得段階が9段階から13段階に多段化したことによる条文の整理であります。

3頁をご覧ください。附則として、第1項は施行期日で、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」第2項は、経過措置で、「この条例による改正後の長万部町介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。」とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第8号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第9号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第9号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準につきましては、3年に一度、介護報酬に係る改定とあわせて改正が行われております。令和6年度においても関係省令について所要の改正が行われることになり、令和6年1月25日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことから、国の基準省令のとおり本町の条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、議案に、新旧対照表とあわせて主な改正項目をまとめた一部改正の概要を添付しておりますので、そちらをご覧ください。一部改正の概要には、項目、改正内容、改正条文を記載しておりますが、改正する項目ごとにその内容についてご説明させていただきます。条文ごとの説明については省略させていただきます。

項目1、管理者の兼務範囲の明確化については、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものであります。また、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととするものであります。

2のサービス内容の明確化については、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」に看護サービスが含まれる旨を明確化するものであります。

3の生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化につきましては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組にあたっての必要な安全策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減が行われていると認められる事業所ごとに置くべき介護職員及び看護職員の合計数について、利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとするもので、基準を緩和するものであります。

4の協力医療機関との連携体制の構築につきましては、事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切に対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、入居者の病状の急変が生じた場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずるよう努めるものとするもので、実効性のある連携体制を構築するための見直しを行うものであります。地域密着型介護老人福祉施設については3年の経過措置を設けるものであります。

2頁をご覧ください。新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携については、新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととするものであります。新興感染症とは、SARS（重傷急性呼吸器症候群）、ウエストナール熱など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症で、第2種協定指定医療機関とは、発熱外来または自宅療養者等の対応を行う医療機関で、都道府県知事の指定を受けたものとなっております。

6の緊急時等における対応方法の定期的な見直しにつきましては、緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上見直しを行うこととするものであります。

7のユニットケアの質の向上のための体制の確保については、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするものであります。

8の介護現場の生産性の向上については、事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置するものとするもので、その際、3年の経過措置期間を設けるものであります。

9の重要事項の掲示については、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載することとするもので、その際1年間の経過措置を設けるものであります。

10の身体拘束等の適正化につきましては、利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その理由を記録しなければならないこととするものであります。3頁をご覧ください。身体拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。委員会の開催については、テレビ電話等の活用も可能とするもので、その際、1年の経過措置期間を設けるものであります。

11の電磁的記録等の明確化につきましては、文書の作成、保存等を求めている規定であって、磁気ディスク等の記録媒体の使用を認めている規定について、クラウドサービス等の幅広い情報通信技術が利用可能であることを明確化するものであります。

12施行期日につきましては、令和6年4月1日で、13経過措置期間のある内容につきましては、3年としているものが、4協力医療機関との連携体制の構築、8介護現場の生産性の向上、1年間としているものが、9重要事項の揭示、それから10身体拘束等の適正化の推進となっております。

以上がただいま上程されました、議案第9号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第10号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第10号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第9号でご説明した同様の理由により、国の基準省令のとおり本町の条例を改正するものであります。改正の内容につきましては、議案に新旧対照表とあわせて主な改正項目をまとめた一部改正の概要を添付しておりますので、そちらをご覧ください。一部改正

の概要には、項目、改正内容、改正条文を記載しておりますが、改正する項目ごとにその内容についてご説明させていただきます。条文ごとの説明については省略させていただきます。

項目１、管理者の兼務範囲の明確化、２協力医療機関との連携体制の構築、３新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、それから４介護現場の生産性の向上、２頁をご覧ください。５重要事項の掲示、それから６身体拘束等の適正化の推進、７電磁的記録等の明確化についてが改正項目となっておりますが、この内容につきましては議案第９号の中でご説明した内容と同様でありますので省略させていただきます。

８の施行期日については、令和６年４月１日で、９経過措置期間がある内容につきましては、３年間としているものが、４介護現場の生産性の向上、１年間としているものが、５重要事項の掲示、６の身体拘束等の適正化の推進となっております。

以上がただいま上程されました、議案第１０号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号 長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第１４、議案第１１号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第１１号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第９号でご説明した同様の理由により、国の基準省令のとおり本町の条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、議案に、新旧対照表とあわせて主な改正項目をまとめた一部改正の概要を添付しておりますので、そちらをご覧ください。一部改正の概要には、項目、改正内容、改正条文を記載しておりますが、改正する項目ごとにその内容についてご説明させていただきます。条文ごとの説明については省略させていただきます。

項目 1、ケアマネジャー 1 人あたりの取扱件数につきましては、指定居宅介護支援事業所における人員基準について、原則、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 44 以下であれば必要なケアマネジャーの数は 1 とし、44 の倍数（44 に満たない端数の場合も含む。）ごとに 1 ずつ増すこととするもの。また、居宅サービス計画の情報共有等のため情報処理システムを使用し、かつ事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 49 以下であれば必要なケアマネジャーの数は 1 とし、49 の倍数（49 に満たない端数の場合も含む。）ごとに 1 ずつ増すこととするもので、基準を緩和するものであります。

2 の管理者の兼務範囲の明確化については、議案第 9 号の中でご説明しました内容と同様でありますので、省略させていただきます。

3 の公正中立性の確保のための取り扱いの見直しについては、利用者に説明し理解を得ることが義務づけられている事項について、一部を努力義務とするものであります。

4 テレビ電話装置を活用したモニタリングについては、要件を設けた上で、少なくとも 2 月に 1 回利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものであります。

5 の重要事項の掲示、2 頁をご覧ください。6 の身体拘束等の適正化の推進、7 の電磁的記録等の明確化については、議案第 9 号の中でご説明した内容と同様でありますので、省略させていただきます。

8 の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日で、9 の経過措置期間がある内容につきましては、1 年間としているものが、5 の重要事項の掲示となっております。以上が、ただいま上程されました議案第 11 号、長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号 長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 15、議案第 12 号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第１２号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、第９号でご説明いたしました同様の理由により、国の基準省令のとおり本町の条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、議案に、新旧対照表とあわせて主な改正項目をまとめた一部改正の概要を添付しておりますので、そちらをご覧ください。一部改正の概要には、項目、改正内容、改正条文を記載しておりますが、改正する項目ごとにその内容についてご説明させていただきます。条文ごとの説明については省略させていただきます。

項目１、居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行う場合の基準の新設につきましては、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業を行う場合の、人員、管理者の基準を新たに定めるもので、アとして事業所ごとに１以上の員数の介護支援専門員を置くこととする。イとして管理者は常勤かつ主任介護支援専門員とするが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員とするもの。また、管理者は専従とするが、同一事業所内の他の職務や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合は兼務可能とするものであります。

２の通常の実施地域以外の訪問における交通費の受領につきましては、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業を行う場合、条件を設けた上で、通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費の支払いを利用者から受けとることができるためのものであります。ただし、あらかじめ利用者またはその家族にサービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ることが条件となります。

３テレビ電話装置等を活用したモニタリングについては議案第１１号の中で、４重要事項の掲示、５身体拘束等の適正化の推進、２頁をご覧ください。６電磁的記録等の明確化につきましては、議案第９号の中でご説明した内容と同様でありますので、省略させていただきます。

７施行期日については、令和６年４月１日で、８経過措置期間がある内容につきましては１年間としているものが、４重要事項の掲示となっております。

以上がただいま上程されました、議案第１２号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号 長万部町給水条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 16、議案第 13 号長万部町給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 13 号長万部町給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政の事務に関する権限が省庁内で移管されることから、関連規定を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容をご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

条例第 4 条第 1 項、第 36 条第 2 項ただし書及び第 39 条第 1 号中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」にそれぞれ改めるものでございます。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第 13 号長万部町給水条例の一部を改正する条例につきましての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号 長万部町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 17、議案第 14 号長万部町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 14 号長万部町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、水道法の一部改正に伴い水道法施行令の一部が改正されることから、それに関連する規定の整備を行うものでございます。条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容をご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

条例第3条第1号中「第4条」を「第5条」に、条例第4条第1号中「第6条」を「第7条」にそれぞれ改めるものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第14号長万部町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 長万部町土地開発基金条例を廃止する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第18、議案第15号長万部町土地開発基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第15号長万部町土地開発基金条例を廃止する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

土地開発基金は、公共の利益等のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することで事業の円滑な執行を図るため、昭和49年に設置した基金であります。社会経済情勢の変化に伴い、現在の行政運営においては同基金を活用した土地取得の必要性が薄れており、土地の先行取得については通常の歳出予算による取得で足りることから、同基金を廃止するものであります。

本文をご覧ください。長万部町土地開発基金条例（昭和49年条例第6号）は、廃止する。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第15号長万部町土地開発基金条例を廃止する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） この条例ちょっと調べてみたんですけど、50年前に制定されて、1条から8条で成り立ってたと思うんですけども。あまり細かいことは書いてなくて、あまり内容がよくわからなかったんですけど。今、総務課長の説明で社会情勢には似つかわないという事だったんですけども、今日の町政執行方針の中でも、長万部駅前周辺における都市整備についての中で、住環境の良い優良住宅地の造成を見据えて土地区画整理事業の実施を目指すとなってるんですけども、これをスムーズに進めるための条例というのがこれにあたっているのかなと思ったんですけど、これに代わるような条例というのは長万部にあるんですか。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） まず、この基金につきましては令和５年度に繰入金として１，７８０万円計上しておりまして、昨年末に２，１００万円で富野地区苗畑跡地の国有地を購入した際の財源に充てたことで、残高がゼロとなっております。ご質問にありますように、これに代わるような基金というのはほかにはございません。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） ございません。という答えだったんですけど、これからこの土地区画整理事業進めていくために、じゃあこれから何か新しい条例というのは制定していくお考えですか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 土地区画整理事業に関することについては、今のところ検討はしておりません。以上です。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号 長万部町生活交通確保対策基金条例を廃止する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第１９、議案第１６号長万部町生活交通確保対策基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第１６号長万部町生活交通確保対策基金条例を廃止する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この基金については、長万部町国鉄瀬棚線代替輸送確保基金積立金を原資として設置した基金で、生活交通確保対策に必要な財源に充てるため運用してきましたが、令和５年度の関係事業に充当するための繰り入れにより、残高が精算されますので、条例を廃止するものであります。

本文をご覧ください。長万部町生活交通確保対策基金条例（平成１５年条例第１２号）は廃止する。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第１６号長万部町生活交通確保対策基金条例を廃止する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号 町道の路線変更について

○議長（柏倉恵里子） 日程第 20、議案第 17 号町道の路線変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長（上野訓） ただいま上程されました、議案第 17 号町道の路線変更について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、道路法第 8 条第 2 項及び同法第 10 条第 3 項の規定により、市町村道の認定・廃止または変更については議会の議決に付さなければならないことから提案するものであります。

議案の内容は、議案の中の表で示しておりますとおり、町道静狩 16 号線の起点・終点延長及び幅員を変更するものであります。この町道静狩 16 号線につきましては、このたび北海道新幹線建設工事により道路付け替えがあり、線形が変更となったことから終点延長、幅員を変更するものであります。

議案に添付しております資料の町道路線変更位置図ならびに路線変更箇所図をご覧ください。赤い破線でお示ししているところが、旧終点の位置でございます。赤い実線でお示ししているところが、今回変更後の線形であり、変更にかかる区間延長は 601.50 メートルであり、新終点字静狩 438 番地 9 地先であります。この終点の変更により旧延長 2,826.20 メートルに対し、新延長 2,825.32 メートルとなり、0.88 メートルの減少となります。起点の変更につきましては、起点の位置に変更ありませんが、地番表記に相違がありましたので、今回変更するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 17 号町道の路線変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号 議決の変更について

(工事委託契約の締結(長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事))

○議長(柏倉恵里子) 日程第 21、議案第 18 号議決の変更について(工事委託契約の締結(長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事))の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長(中里博也) ただいま上程されました、議案第 18 号議決の変更につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの変更につきましては、令和 4 年 5 月 13 日に議決をいただきました長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事の委託に関する協定締結につきまして、工事完了前に設計変更等に係る費用が減となったことから契約金額を減額変更し、あわせまして契約の相手方である下水道事業団理事長が改選されたため、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議決変更の内容につきましては、議決区分の、契約金額 6 億 4,200 万円を 5 億 893 万円に改め、同じく契約の相手方、日本下水道事業団理事長の「森岡泰裕」を「黒田憲司」に変更するものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第 18 号議決の変更についての提案理由とその内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(柏倉恵里子) これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

2 時 10 分まで休憩いたします。

13 時 57 分 休憩

14 時 10 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 19 号 令和 5 年度長万部町一般会計補正予算(第 12 号)

○議長(柏倉恵里子) 日程第 22、議案第 19 号令和 5 年度長万部町一般会計補正予算(第 12 号)の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤久) ただいま上程されました、議案第 19 号令和 5 年度長万部町一般会計補正

予算（第12号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、各種事務事業等の終了による執行経費をはじめ、物件費等の不用額や歳入を精査するもので、歳入歳出から2億9,317万9,000円を減額し、補正後の予算総額を70億4,132万3,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。なお、科目ごとに関連する歳入を説明しますが、その際ページが前後しますことをご了承願います。

議会費は111万4,000円の減額で、旅費と需用費の執行残の整理であります。

総務費は3,934万8,000円の減額であります。一般管理費は805万7,000円の追加で、職員手当等から委託料までの6項目は、執行残の整理、積立金1,254万円の追加は、財政調整基金と土地開発基金は利息の整理、減債基金は、利息2,000円の減額と、国の令和5年度補正予算により追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された1,253万8,000円を積み立てるもの、寄附金100万円の追加は、令和6年能登半島地震に係る災害見舞金であります。

歳入では、14国庫支出金、総務費国庫委託金、自衛官募集事務で2,000円の減額、15道支出金、総務費道委託金、権限委譲事務で31万1,000円の追加であります。

文書広報費10万円の減額は、需用費の執行残の整理。財産管理費は628万6,000円の減額で、委託料から備品購入費までの5項目は執行残の整理。

企画費は946万1,000円の追加で、報酬から使用料及び賃借料までの8項目は、執行残の整理、負担金・補助及び交付金2,789万9,000円の追加は、北海道新幹線建設負担金2,811万3,000円の追加、及びその他負担金21万4,000円の減額、積立金は、利息の整理と新幹線関連補償工事の事務費等精査による減額であります。

歳入では、19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金1億9,328万5,000円減額のうち、1,650万円の減額、20町債、総務債、新幹線対策債で2,530万円の追加であります。

電子計算費は43万1,000円の減額で、委託料と使用料及び賃借料の執行残の整理。交通安全対策費は137万5,000円の減額で、報酬、職員手当等、需用費の執行残の整理。ガス・温泉管理費は2,554万円の減額で、委託料、工事請負費、公課費の執行残の整理であります。

2頁をご覧ください。防災防犯諸費は1,061万3,000円の減額で、報酬から補償・補填及び賠償金までの5項目は、執行残の整理。

歳入では、15道支出金、総務費道補助金、災害時備蓄品整備事業で10万円の減額、20町債、総務債、街路灯管理支援事業債で10万円の減額であります。

賦課徴収費は198万円の減額で、需用費、役務費、委託料の執行残の整理。

知事道議選挙費75万1,000円の減額は、報酬、職員手当等、需用費の執行残の整理。

歳入では、15道支出金、総務費道委託金、知事道議選挙で75万4,000円の減額であります。

町議選挙費は955万1,000円の減額で、報酬から負担金・補助及び交付金までの6項目は、町議選挙が無投票になったことによる執行残の整理。

監査委員費は23万9,000円の減額で、旅費と負担金・補助及び交付金の執行残の整理であります。

民生費は2,083万8,000円の減額であります。社会福祉総務費は19万3,000円の減額で、負担金・補助及び交付金は執行残の整理、国民健康保険特別会計への繰出金16万6,000

0円の追加は、保険基盤安定繰出金の増によるものであります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、国民健康保険税軽減費で67万9,000円の追加、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業で3万8,000円の減額、15道支出金、民生費道負担金、国民健康保険税軽減費で165万2,000円の追加、20町債、民生債、高齢者等交通移動手段確保対策事業債で210万円の減額であります。

福祉センター費は61万9,000円の減額で、需用費と委託料の執行残の整理。老人福祉総務費は186万3,000円の減額で、委託料から積立金までの4項目は、執行残の整理。

歳入では、19諸収入、雑入、給食サービス食事代実費で10万円の減額であります。

老人福祉費1,249万9,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金で15万9,000円の減額。15道支出金、民生費道負担金、低所得者保険料軽減負担金で16万9,000円の減額であります。

地域会館等管理費は199万1,000円の減額で、需用費、役務費、公有財産購入費の執行残の整理。心身障害者特別対策費は959万円の追加で、委託料は執行残の整理。負担金・補助及び交付金68万1,000円の追加は、利用者に係る事業費の増に伴う八雲町子ども発達支援センター事業負担金80万1,000円の追加、及び成年後見人報酬負担金12万円の減額。扶助費955万円の追加は、障害福祉サービス利用者の増による、介護・訓練等給付費1,315万円の追加、及び自立支援医療費などの執行残360万円の減額であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、自立支援給付で150万円の減額、民生費国庫補助金、地域生活支援事業で83万1,000円の減額、15道支出金、民生費道負担金、自立支援給付で77万9,000円の追加、民生費道補助金、地域生活支援事業で47万7,000円の減額であります。

後期高齢者医療費124万9,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金。

歳入では、15道支出金、民生費道負担金、後期高齢者医療保険料軽減費で70万1,000円の減額であります。

老人福祉センター施設費80万円の減額は需用費で、執行残の整理。

低所得世帯支援給付費は357万9,000円の減額で、職員手当等から負担金・補助及び交付金までの4項目は、執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、低所得世帯支援給付金給付事業で歳出同額の357万9,000円の減額であります。

3頁をご覧ください。低所得世帯追加支援給付費は790万3,000円の追加で、役務費4万6,000円の追加は、通信費3万2,000円、口座振込手数料1万4,000円の追加。委託料19万3,000円の減額は執行残の整理。負担金・補助及び交付金805万円の追加は、対象件数の確定による低所得世帯支援給付金であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、低所得世帯追加支援給付金給付事業で歳出同額の790万3,000円の追加であります。

低所得者支援給付費333万3,000円の減額は、委託料の執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、低所得者支援給付金給付事業で歳出同額の333万3,000円の減額であります。

児童福祉総務費は14万8,000円の減額で、負担金・補助及び交付金と償還金・利子及び割

引料は執行残の整理。扶助費 50 万円の追加は、医療費の増に伴う乳幼児医療費であります。

歳入では、14 国庫支出金、民生費国庫負担金、未熟児医療費で 12 万 7,000 円の減額であります。

児童措置費は 1,205 万 7,000 円の減額で、報酬から扶助費までの 6 項目は、執行残の整理。償還金・利子及び割引料 128 万 3,000 円の追加は、事業費の確定に伴う、子どものための教育保育給付交付金返還金であります。

歳入では、14 国庫支出金、民生費国庫負担金、児童手当で 196 万円の減額、子どものための教育保育給付費で 367 万 7,000 円の追加、子育てのための施設等利用給付費で 15 万 1,000 円の減額。15 道支出金、民生費道負担金、児童手当で 52 万円の減額、子どものための教育保育給付費で 118 万 8,000 円の追加、子育てのための施設等利用給付費で 7 万 5,000 円の減額、民生費道補助金、多子世帯保育料軽減事業で 82 万 8,000 円の追加であります。

衛生費は 4,967 万 3,000 円の追加であります。保健衛生総務費は 188 万 7,000 円の減額で、給料、職員手当等、共済費の執行残の整理。予防費は 1,966 万 5,000 円の減額で、報酬から扶助費までの 9 項目は、執行残の整理。

歳入では、14 国庫支出金、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業で 770 万円の減額、民生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金で 232 万 6,000 円の減額。15 道支出金、民生費道補助金、出産・子育て応援交付金で 79 万 9,000 円の減額、衛生費道補助金、新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業で 112 万 4,000 円を追加いたしました。

環境衛生費 185 万 5,000 円の減額は、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。

歳入では、14 国庫支出金、衛生費国庫補助金、合併浄化槽整備で 15 万 8,000 円の減額であります。

公害対策費 13 万 9,000 円の減額は、委託料の執行残の整理。清掃総務費 174 万 2,000 円の減額は、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。ごみ処理費は 702 万 2,000 円の減額で、委託料と工事請負費の執行残の整理。

歳入では、15 道支出金、衛生費道補助金、海岸漂着物対策事業で 320 万円の減額であります。

し尿処理費は 301 万 7,000 円の減額で、負担金・補助及び交付金は執行残、積立金は利息の整理。病院事業費 8,500 万円の追加は繰出金で、収支不足分に係る病院事業会計繰出金。

歳入では、20 町債、衛生債、地域医療対策債で 410 万円の追加であります。

農林水産業費は 2,300 万 5,000 円の減額であります。農業委員会費 25 万円の減額は、旅費の執行残の整理。

歳入では、15 道支出金、農林水産業費道補助金、農業委員会で 3 万 3,000 円の追加、農地利用最適化交付金で 54 万 2,000 円の追加、19 諸収入、雑入、農業者年金業務委託金で 5 万 3,000 円の減額であります。

農業総務費は 41 万円の減額で、共済費と使用料及び賃借料の執行残の整理。農地費は 318 万 7,000 円の減額で、委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。

歳入では、12 分担金及び負担金、農林水産業費分担金、道営草地整備事業分担金で 100 万 4,000 円の減額。15 道支出金、農林水産業費道補助金、道営草地整備事業で 16 万円の減額。19 諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金 1 億 9,328 万 5,000 円減額のうち、24 万 1,000 円の減額。20 町債、農林水産業債、草地整備債で 140 万円の減額であります。

林業総務費 2,000 円の減額は積立金で、森林環境譲与税基金の利息の整理。林業振興費は 1,784 万 8,000 円の減額で、旅費から負担金・補助及び交付金までの 5 項目は、執行残の整理。

歳入では、15 道支出金、農林水産業費道補助金、森林病害虫等防除事業で 3,000 円の減額、林業振興事業で 638 万円の減額、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で 300 万円の減額、16 財産収入、物品売払収入 97 万 7,000 円の追加。18 繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で 2 万 7,000 円の減額であります。

4 頁をご覧ください。分収造林事業費は 877 万 4,000 円の減額で、需用費と工事請負費の執行残の整理。

歳入では、19 諸収入、雑入、分収造林収入で 746 万 5,000 円の減額であります。

林道新設改良費 141 万 6,000 円の減額は、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。

歳入では、20 町債、農林水産業債、林道整備債で 190 万円の減額であります。

水産基盤整備費は 205 万 4,000 円の減額で、需用費と負担金・補助及び交付金の執行残の整理。

歳入では、20 町債、農林水産業債、水産基盤整備債で 200 万円の減額であります。

水産物流通加工基盤強化対策費 1,300 万円の追加は、ホタテウロ処理に係る水産廃棄物リサイクル施設維持管理運営委託料で、燃料費の高騰などに伴う経費の増加によるもの。

歳入では、13 使用料及び手数料、農林水産手数料、水産廃棄物処理手数料で 825 万円の減額であります。

アイヌ農林漁業対策事業費 206 万 4,000 円の減額は、負担金・補助及び交付金の執行残の整理であります。

歳入では、15 道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で 206 万 4,000 円の減額であります。

商工費は 174 万 9,000 円の減額であります。商工総務費は 15 万 9,000 円の減額で、職員手当等 4 万 1,000 円の追加は、扶養親族の増に伴う扶養手当 2 万円、寒冷地手当 2 万 1,000 円の追加、旅費は執行残の整理。

歳入では、15 道支出金、商工費道補助金、消費者行政強化事業で 10 万円の減額であります。

商工振興費 102 万円の減額は、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。観光費 35 万円の減額は、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。多目的活動センター施設費 22 万円の減額は、需用費の執行残の整理であります。

土木費は 2 億 2,626 万 8,000 円の減額であります。土木総務費は 96 万 2,000 円の減額で、給料 1 万 8,000 円の追加は昇給に伴うもの、職員手当等 1 万 4,000 円の追加は住居手当、旅費と負担金・補助及び交付金は執行残の整理。

歳入では、18 繰入金、北海道新幹線建設関連補償事業基金繰入金 456 万 3,000 円減額のうち、1 万 7,000 円の減額であります。

大型乗用車両等管理費 67 万円の減額は、需用費の執行残の整理。道路橋梁総務費 16 万 2,000 円の減額は、委託料の執行残の整理。道路橋梁維持費は 1,884 万 1,000 円の減額で、需用費から工事請負費までの 4 項目は、執行残の整理。

歳入では、14 国庫支出金、土木費国庫補助金、橋梁長寿命化修繕事業で 71 万 3,000 円の減額、除雪事業で 2,044 万 5,000 円の減額であります。

道路新設改良費 1 億 7,849 万 1,000 円の減額は、旅費、委託料、町道長万部中の沢線外付

替工事に係る工事請負費の執行残の整理。

歳入では、19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金1億9,328万5,000円減額のうち、1億7,839万1,000円の減額であります。

河川維持費246万3,000円の減額は、委託料と工事請負費の執行残の整理。

歳入では、20町債、土木債、河川整備債で130万円の減額であります。

都市計画総務費は605万4,000円の減額で、報酬、旅費、委託料の執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、街路交通調査事業で46万円の減額、地域公共交通確保維持改善事業で74万1,000円の減額。18繰入金、北海道新幹線建設関連補償事業基金繰入金456万3,000円減額のうち、479万4,000円の減額であります。

公園費は474万5,000円の減額で、報酬から原材料費までの5項目は執行残の整理であります。

5頁をご覧ください。住宅管理費は132万5,000円の減額で、需用費、委託料、工事請負費の執行残の整理であります。住宅建設費は1,255万5,000円の減額で、委託料、工事請負費、補償・補填及び賠償金の執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、公営住宅建設で860万2,000円の追加。19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金1億9,328万5,000円減額のうち、84万7,000円の減額。20町債、土木債、公営住宅建設債で2,110万円の減額であります。

消防費は671万7,000円の減額であります。常備消防費は115万1,000円の減額で、職員手当等から負担金・補助及び交付金までの6項目は、執行残の整理。

歳入では、19諸収入、雑入、高速道路救急業務支弁金で104万円の追加であります。

非常備消防費は144万2,000円の減額で、報酬、需用費、負担金・補助及び交付金の執行残の整理。消防施設費は412万4,000円の減額で、工事請負費と備品購入費は執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、消防費国庫補助金、緊急消防援助隊設備整備事業で203万7,000円の減額、18繰入金、北海道新幹線建設関連補償事業基金繰入金456万3,000円減額のうち、24万8,000円の追加、19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金1億9,328万5,000円減額のうち、269万4,000円の追加、20町債、消防債、消防設備債で690万円の減額であります。

教育費は2,119万円の減額であります。事務局費は567万1,000円の減額で、報酬から貸付金までの8項目は、執行残の整理。

歳入では、20町債、教育債、高等学校教育環境整備債で190万円の減額であります。

小学校費、学校管理費は249万8,000円の減額で、需用費から備品購入費までの4項目は、執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業45万円減額のうち、22万5,000円の減額であります。

小学校費、教育振興費は78万4,000円の減額で、委託料と扶助費の執行残の整理。中学校費、学校管理費は214万9,000円の減額で、需用費から備品購入費までの4項目は、執行残の整理。

歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業45万円減額のうち、22万5,000円の減額であります。

社会教育総務費は126万9,000円の減額で、報酬は執行残の整理、給料2,000円の追加

は昇給に伴うもの、報償費から負担金・補助及び交付金までの5項目は、執行残の整理。町民センター施設費35万円の減額は、需用費の執行残の整理。学習文化センター施設費は50万3,000円の減額で、報酬、需用費、委託料の執行残の整理であります。

6頁をご覧ください。保健体育総務費は69万2,000円の減額で、報酬から負担金・補助及び交付金までの5項目は、執行残の整理、寄附金5万円の追加は、B&Gネットワークによる令和6年能登半島地震に係る災害見舞金。ファミリースポーツセンター施設費は80万8,000円の減額で、職員手当等と需用費の執行残の整理。青少年会館施設費10万円の減額は、需用費の執行残の整理。海洋センター施設費は404万9,000円の減額で、報酬と需用費の執行残の整理。学校給食センター費は231万7,000円の減額で、需用費、委託料、工事請負費の執行残の整理。

歳入では、20町債、教育債、学校給食施設整備債で150万円の減額であります。公債費は262万3,000円の減額であります。

元金4万8,000円の追加は、利率見直しによる償還元金の変更によるもの。利子267万1,000円の減額は、令和4年度借入分の利率確定による整理であります。

1頁にお戻りください。次に、歳入についてご説明いたします。ただいま、歳出でご説明した分は、省略させていただきます。

町税は6,073万9,000円の追加であります。個人町民税は、現年課税分が漁業者所得額の増による1,600万円の追加。法人町民税は、現年課税分が事業収益の増による法人税割1,000万円の追加、滞納繰越分が滞納繰越税額がないことにより6万1,000円の減額。固定資産税は、現年課税分が償却資産の増加に伴う2,500万円の追加、滞納繰越分が徴収額の減により120万円の減額。町たばこ税は、現年課税分が、たばこ本数の増による1,000万円の追加。入湯税は、現年課税分が入湯客の増による100万円の追加であります。

使用料及び手数料は869万8,000円の減額であります。商工使用料、多目的活動センター使用料7万円の追加、土木使用料、バンガロー使用料52万2,000円の減額、パークゴルフ場使用料18万6,000円の減額、教育使用料、スポーツセンター使用料1,000円の減額、消防手数料19万1,000円の追加は、それぞれ、利用状況等を精査し整理いたしました。

国庫支出金は2,593万7,000円の減額であります。2頁をご覧ください。教育費国庫補助金、特別支援学級児童生徒は8万8,000円の減額で、就学援助支出額の減によるものであります。3頁をご覧ください。道支出金は1,194万5,000円の減額であります。民生費道補助金、地域づくり総合交付金10万円の追加は、旅券電子申請用端末に対する補助金であります。

4頁をご覧ください。財産収入は380万2,000円の追加であります。財産貸付収入、土地貸付収入90万2,000円の追加及び家屋貸付収入83万1,000円の追加は、実績を考慮して整理いたしました。利子及び配当金、配当金3万2,000円の追加及び利子3万9,000円の減額は、年度末を見込んで整理いたしました。不動産売払収入、立木売払収入109万9,000円の追加は、事業の確定による増加分を整理いたしました。寄附金、まちづくり寄附金、企業版ふるさと応援寄附金2,260万円の減額は、年度末を見込んで整理いたしました。

繰入金は7,775万6,000円の減額であります。財政調整基金繰入金は6,184万3,000円の減額で、今回の補正に伴う歳出不用額と歳入を精査し、一般財源を後年度以降の財源調整とするため、財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。なお、この減額をした後の財政調整基金残高見込額は4億644万円となります。まちづくり基金繰入金は1,132万3,000

円の減額で、対象事業費の確定に伴い整理いたしました。

諸収入は1億9,898万円の減額であります。宝くじ交付金収入82万9,000円の追加は、交付額の確定によるもの。雑入、私用電気料10万4,000円の追加は、電気料金の値上げに伴うもの、講座受講料5万円の減額は、受講者の減によるものであります。

次に、補正予算書の6頁をご覧ください。第2表は、繰越明許費であります。繰越明許費の追加は、款・総務費、項・戸籍住民基本台帳費、事業名・番号制度システム整備事業、金額1,071万4,000円以内と、款・商工費、項・商工費、事業名・地域商品券交付事業、金額81万6,000円以内を、令和5年度内の事業完了が期間的に困難なことから、令和6年度に繰越して使用するというものであります。

7頁をご覧ください。第3表は、地方債補正であります。地方債の変更は、起債の目的・新幹線対策から学校給食施設整備までの12項目で、変更前の総額4億6,560万円を変更後の総額4億5,480万円に1,080万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が、令和5年度長万部町一般会計補正予算（第12号）の内容であります。なお、譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分で対応したいと考えておりますので、あらかじめご承知おき願います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、20頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、20頁から26頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、26頁から29頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、29頁から31頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、32頁から34頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、34頁から35頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、35頁から38頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、38頁から39頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、39頁から43頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、43頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税8頁から9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に分担金及び負担金、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に使用料及び手数料、９頁から１０頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、１０頁から１２頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、１３頁から１５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、１５頁から１６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、１６頁です。ありませんか。

高森議員。

○議員（６番 高森功治） ２，２６０万円の減額だったんですけど、これ何件くらい寄付来ましたか。

○議長（柏倉恵里子） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山裕幸） 今年度の実績ということだと思っんですけども、今のところ１２件です。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、１７頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、１７頁から１８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、１８頁から１９頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に６頁をご覧ください。第２表、繰越明許費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に７頁をごらんください。第３表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２０号 令和５年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第２３、議案第２０号令和５年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第20号令和5年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ230万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億915万4,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金230万4,000円の追加は、保険料等負担金の増により追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。後期高齢者医療保険料は、280万円の追加であります。特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料158万円の減額、普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料438万円の追加は、被保険者の増減によるものであります。

繰入金は、124万9,000円の減額であります。事務費繰入金31万2,000円、保険基盤安定繰入金93万7,000円の減額は、いずれも額の確定によるものであります。

繰越金75万3,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第20号令和5年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第24、議案第21号令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第21号令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,469万円を追加し、補正後の予算総額を7億5,081万1,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。保険給付費は、150万円の減額であります。負担金補助及び交付金で、出産育児一時金108万円、葬祭費42万円の減額は、いずれも件数の減による

減額であります。保健事業費特定健康診査等事業費備品購入費 11 万 1,000 円の減額は、特定健診業務端末機器を国保連合会で一括調達したことにより、減額するものであります。

積立金、基金積立金、積立金は 2,630 万 1,000 円の追加で、繰越金と今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財政調整のため、国民健康保険財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。道支出金、保険給付費等交付金、普通交付金 78 万円の減額は、保険給付費の減少によるものであります。

繰入金、一般会計繰入金 16 万 6,000 円の追加は、保険基盤安定繰入金の増により、追加するものであります。繰越金 2,530 万 4,000 円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第 21 号令和 5 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3 頁から 4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号 令和 5 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 25、議案第 22 号令和 5 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 22 号令和 5 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、保険料賦課・補助金等の交付額の確定及び執行済経費の整理等のための補正で、歳入歳出から 8,798 万 4,000 円を減額し、補正後の予算総額を 8 億 7,914 万 8,000 円とするものであります。内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

1 総務費は、39 万 3,000 円の増額であります。一般管理費、給料 12 万 6,000 円の減額、職員手当等 52 万 2,000 円の減額、共済費 78 万 9,000 円の減額は、人事異動による執行残を整理するためのものであります。委託料 341 万円の追加は、介護保険法改正対応システム改修委託であります。歳入では、4 国庫支出金、事業費補助金、介護保険事業費補助金 80 万円を計上いたしました。

認定調査等費、報酬 39 万円の減額は、嘱託介護認定調査員による認定調査件数の減。役務費 67 万円の減額は、主治医意見書作成件数の減。委託料 30 万円の減額は、認定調査委託件数の減に

よるものであります。委員会費、委託料22万円の減額は、第9期計画策定業務委託の執行残であります。

2 保険給付費は、7,640万7,000円の減額であります。居宅介護予防サービス給付費、負担金・補助及び交付金220万の減額、地域密着型サービス給付費、負担金・補助及び交付金935万3,000円の減額、施設介護サービス給付費、負担金・補助及び交付金4,805万1,000円の減額、サービス計画給付費、負担金・補助及び交付金146万5,000円の減額、特定入所者サービス等費、負担金・補助及び交付金1,533万8,000円の減額は、サービス給付費等の減額で、それぞれ年度末までの所要額を見込んだうえ減額するものであります。

これら保険給付費に対応する歳入につきましては、1 保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料670万2,000円の追加、4 国庫支出金、介護給付費負担金、現年度分260万9,000円の追加、調整交付金、現年度分493万9,000円の減額、5 支払基金交付金、介護給付費交付金、現年度分3,984万円の減額、6 道支出金、介護給付費負担金、現年度分2,160万5,000円の減額、8 繰入金、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金13万3,000円の減額、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金1,920万1,000円の減額を計上いたしました。

3 地域支援事業費は、1,197万円の減額であります。一般介護予防事業費、委託料15万円の減額は、一般介護予防事業の開催回数の減、負担金・補助及び交付金3万円の減は、総合事業費清算金の減で利用者数の減によるものであります。

包括的支援・任意事業費、報酬85万円の減額は、生活支援体制整備事業協議体委員報酬15万円の減額で会議開催回数の減、会計年度任用保健師報酬70万円の減額で勤務日数の減によるものであります。

給料390万7,000円の減額、職員手当等317万1,000円の減額、共済費258万5,000円の減額は退職による不用額を整理いたしました。

委託料93万7,000円の減額は、地域包括支援センター事務委託60万円の減額で執行残、介護予防サービス計画作成委託18万円の減額で委託件数の減、配食サービス事業委託9万7,000円の減で利用者の減、徘徊高齢者位置情報確認事業委託6万円の減で利用見込みがないため減額するものであります。

負担金・補助及び交付金34万円の減額は、成年後見人報酬負担金が30万円の減額で利用者の減によるもの。認知症初期集中支援チーム員研修負担金が4万円の減額で、研修を受講できなかったことによるものであります。

これら地域支援事業費に対応する歳入につきましては、4 国庫支出金、地域支援事業交付金、現年度分38万5,000円の減額、保険者機能強化推進交付金、保険者機能強化推進交付金65万6,000円の追加、介護保険保険者努力支援交付金、介護保険保険者努力支援交付金85万4,000円の追加、5 支払基金交付金、地域支援事業交付金、現年度分108万1,000円の減額、6 道支出金、地域支援事業交付金5万5,000円の減額、8 繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金1,236万6,000円の減額のうち地域支援事業繰入金として1,195万9,000円の減額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

8 繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金1,236万6,000円の減額のうち、地域支援支援事業繰入金1,195万9,000円の減額を除いた40万7,000円を人件費・事務費

繰り入れ分として減額するものであります。

以上がただいま上程されました、令和５年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第４号）についての内容であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁から９頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号 令和５年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第２６、議案第２３号令和５年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第２３号令和５年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の内容につきましてご説明をいたします。

公共下水道事業特別会計につきましては、令和６年４月１日から公営企業会計へ移行するため、公営企業の設置等に関する条例の経過措置に基づき、３月末をもって打切決算を行うこととなり、繰越明許費のみ移行会計への補正を行うものでございます。

第１表の繰越明許費をご覧ください。款、下水道費、項、公共下水道費、事業名長万部終末処理場更新事業、金額３億５,８３０万円以内について、令和５年度内の事業完了が期間的に困難なことから、令和６年度に繰越して使用するというものでございます。

以上が、令和５年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。１頁をご覧ください。第１表繰越明許費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 4 号 令和 5 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 2 7、議案第 2 4 号令和 5 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 2 4 号令和 5 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 3 号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出で支出のみの補正でございます。予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に 6 0 0 万円を追加し、補正後の支出予定額を 1 億 5, 0 3 3 万 5, 0 0 0 円に改めるものでございます。内訳では、消費税 6 0 0 万円の追加で新幹線関連工事等に伴う増額分でございます。

以上が、令和 5 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。収益的支出、2 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 5 号 令和 5 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 2 8、議案第 2 5 号令和 5 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前病院事務長。

○病院事務長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 2 5 号令和 5 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出にかかる補正であります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。概要の 1 頁をご覧ください。予算第 3 条に定める収益的収入及び支出のうち支出の病院事業費用から 5, 1 1 7 万 9, 0 0 0 円を減額し、補正後の支出予定額を 7 億 1, 4 6 3 万 1, 0 0 0 円に改めるものであります。

内訳は、給与費の給料が 1, 2 5 1 万 5, 0 0 0 円の減額、手当は 8 7 5 万 1, 0 0 0 円の減額で、職員及び会計年度任用職員に係る各種手当に係るもの。報酬 1, 3 1 0 万 5, 0 0 0 円の減額は看護師報酬、法定福利費 3 0 5 万 3, 0 0 0 円の減額は社会保険料、退職給付費 5 4 5 万円の減額は退職

手当組合負担金で、それぞれ年度末を見込み整理いたしました。材料費の薬品費 300 万円の減額は医薬品費、診療材料費 150 万円の減額は各種診療材料で、執行残の整理であります。経費の旅費交通費 39 万円の追加及び職員被服費 23 万 5,000 円の追加は医師及び看護師に係るもの。修繕費 108 万 2,000 円の減額は、医療機器設備修理にかかるもの。賃借料 260 万円の減額は医療機器借上料等の執行残を整理いたしました。研究研修費の旅費 74 万 8,000 円の減額は、各種研修会等に係る執行残の整理であります。

次に、収入は病院事業収益から 6,839 万 6,000 円を減額し、補正後の収入予定額を 6 億 8,574 万 4,000 円に改めるものがあります。内訳は入院収益が 7,486 万円の減額で、入院患者数の減によるもの。外来収益は 8,056 万 9,000 円の減額は外来患者数の減によるもの。他会計補助金 8,500 万円の追加は、入院外来収益の減収分を一般会計から補てんするもの。その他医業外収益 203 万 3,000 円の追加は物価高騰対策支援金等であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。概要の 2 頁をご覧ください。予算第 4 条に定める資本的収入及び支出の資本的支出から 102 万 8,000 円を減額し、補正後の支出予定額を 1,237 万 2,000 円に改めるものであります。内訳は病院施設費の工事請負費 77 万 4,000 円の減額は L G W A N 配線工事に係るもの。機械器具備品購入費 5 万 7,000 円の減額は電子ジャー付きガス炊飯器購入に係るもの。リース資産購入費 19 万 7,000 円の減額は全自動糖分析装置購入に係る執行残の整理であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 784 万 2,000 円は過年度分損益勘定留保資金 784 万 2,000 円で補てんをいたします。

補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条業務の予定量の年間患者数、入院延べ 6,570 人を 4,817 人に。外来延べ 2 万 1,384 人を 1 万 7,097 人に改めるものであります。第 3 条の収益的収入及び支出、第 4 条の資本的収入及び支出は、概要の中で説明いたしましたので省略させていただきます。

2 頁をご覧ください。第 5 条は予算第 6 条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費の減額により予算総額を 4 億 6,196 万 2,000 円に改めるものであります。第 6 条は他会計からの補助金で、予算第 7 条中 3 億 7,500 万円を 4 億 6,000 万円に改めるものであります。第 7 条は棚卸資産購入限度額で、材料費の減額により予算第 8 条中 6,055 万円を 5,605 万円に改めるものであります。

以上が、令和 5 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 3 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。5 頁から 6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的支出を行います。6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に 1 頁をご覧ください。第 2 条業務の予定量、2 頁、第 5 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 6 条他会計からの補助金及び第 7 条棚卸資産購入限度額を一括して行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6 番 高森功治） 2 頁第 6 条、3 億 7,500 万を 4 億 6,000 万に改めるとなってますけど、この 4 億 6,000 万という数字を今見まして、率直に町長はどうお考えですか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） おかげで先ほど予算通してもらったんだけど、今コロナ禍の中でも病院の経営改革やってる最中なんだけど、やっぱりこのくらいコロナが落ち着いたというものの、病院事業内容の、それこそ上向きは未だかつて見えない。だけど病院の経営を1日たりともおろそかにすることはできないということがひとつの考え方であって、継続するためにはこれはもう認めていくしかないなと思ってます。どうぞよろしく。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 令和6年度長万部町一般会計予算から

◎議案第33号 令和6年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（柏倉恵里子） 日程第29、議案第26号令和6年度長万部町一般会計予算から日程第36、議案第33号令和6年度長万部町病院事業会計予算までの8件の議題を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8件の議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8件の議案については議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

15時13分 休憩

15時23分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催した予算審査特別委員会において委員長および副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長に高橋議員、副委員長に高森議員。以上のとおりであります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

15時24分 休憩

15時25分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります諮問第1号人権擁護委員の推薦についての議案が町長より提出されましたのでお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（柏倉恵里子） 日程第37、諮問第1号人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町には、現在3名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。このたびそのうちの石垣聖子氏が令和6年6月30日付をもって任期満了となりますので、再度推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。住所などにつきましては議案に記載のとおりであります。なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案等の調査のため3月8日から11日までの4日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって3月8日から11日までの4日間を休会にすることに決定いたしました。なお、本会議は3月12日午前10時から再開いたしますのでご承知申し上げます。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

15時28分 散会
